

全国統一版

令和7年度

経営所得安定対策等 事務処理マニュアル



農林水産省経営安定対策室

は じ め に

「経営所得安定対策」では、担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、①諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）②農業経営のセーフティネットとして、当年産の収入が減少した場合に、その減少額を補てんする交付金（ナラシ対策）を措置しています。

また、③麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金等を措置しています。

本事務処理マニュアルでは、本対策における交付申請手続きに必要な書類及びそれらの確認方法等について、要綱に基づいた説明を分かりやすく整理しており、交付金の早期支払いに向けた円滑な事務処理のためにご活用ください。

I	年間スケジュール -----	2
II	交付申請手続等（共通部分） -----	4
III	各種交付金の手続等 -----	17
IV	その他 -----	56

※ 本マニュアルでは、以下の交付金について、略称を使用します。

- ・ 畑作物の直接支払交付金 → 「ゲタ」又は「ゲタ交付金」
- ・ 収入減少影響緩和交付金 → 「ナラシ」又は「ナラシ交付金」
- ・ 水田活用の直接支払交付金 → 「水活」又は「水活交付金」



令和7年度経営所得安定対策等の年間スケジュール (上半期)

項 目		参照ページ	R7 4月	5月	6月	7月	8月	9月
共 通		4 ページ	① 1号A ② 2号 ③ 3号（該当する者）			左記の書類 ※②はデータのみ	申請者への「登録通知書」通知	
ゲ タ	数量払	19 ページ	○交付対象者の要件を確認する書類 ① 1号B ②播種前契約書 ③出荷契約書又は出荷契約一覧 ④9-2号（計画） ⑤12-1号 ⑥12-2号		左記の書類	9-1号、9-2号(実績)、 確認書類 (要綱別紙2参照)	～3月5日まで： 大豆・そば以外	
					※④～⑥は該当者		～4月30日まで： 大豆・そば	
	面積払	24 ページ	6号（データのみのみ）					支払（交付決定通知書を通知） 7月～3月：大豆・そば以外 7月～5月：大豆・そば
						支払（交付決定通知書を通知） 収穫後交付を含む、～4月		
ナラシ		31 ページ	○交付対象者の要件を確認する書類 ① 1号B ②10-11号（米穀のみ） ③出荷・販売契約書		左記の書類	積立金納付		
			交付申請（6年産）	支払（交付決定額及び積立金返納額通知書を通知） 5月～7月頃（6年産）				
水田活用の直接支払交付金 （産地交付金を除く）		36 ページ～					7号（データのみのみ）	
			加工用米等取組計画 （生産・認定方針作成者等）			変更がある場合は、 8月20日まで		

注：表中の番号は、経営所得安定対策等の様式番号

色の説明 (手続・主体別色分け)	申請者 → 協議会	協議会 → 農政局	農政局	申請者 → 積立金管理者
				申請者 → 農政局

令和7年5月より、交付決定通知書は、圧着式ハガキによる送付となります！



令和7年度経営所得安定対策等の年間スケジュール (下半期)

項 目		参照ページ	R7 10月	11月	12月	R8 1月	2月	3月	4月	5月
共 通		4 ページ								
ゲ タ	数量払	19 ページ	～3月5日まで：大豆・そば以外							
			～4月30日まで：大豆・そば							
			支払（交付決定通知書を通知） 7月～3月：大豆・そば以外、7月～5月：大豆・そば							
	面積払	24 ページ	6号（データのみ）							
			支払（交付決定通知書を通知） 収穫後交付を含む、～4月							
ナラシ		31 ページ							交付申請 （7年産）	支払（5月 ～7月） （7年産）
水田活用の直 接支払交付金 （産地交付金 を除く）		36 ページ～	7号 （データのみ）							
				11-1号 （12月20日 まで）	11-2号 （1月31 日まで）	11-3号 11-10号				
				支払（交付決定通知書を通知） 11月～3月						

注：表中の番号は、経営所得安定対策等の様式番号

色の説明（手続・ 主体別色分け）	申請者 → 協議会	協議会 → 農政局	農政局
---------------------	-----------	-----------	-----

Ⅱ 交付申請手続等 (共通部分)

共通部分の手続きでは、誰が主体となるのか右上にマークを付けています

 **協** : 協議会（「地域農業再生協議会」を略称します）

 **申** : 交付申請者 （ 認定農業者・集落営農
認定新規就業者・販売農家 ）

(1) 交付申請書等の配布

協

市町村又は地域農業再生協議会（以下「協議会」という。）は、以下の書類を農業者に配布。

- ① 様式第1号A・B 経営所得安定対策等交付金交付申請書
（以下「交付申請書（様式第1号）」という。）

- ② 様式第2号 水稻生産実施計画書兼営農計画書
（以下「営農計画書（様式第2号）」という。）

※ 営農計画書は参考様式のため、経営所得安定対策等の運用に必要な情報が把握できるものであれば、水稻共済細目書異動申告票との一体化様式の使用も可

- ③ その他配布資料

様式第1号	交付申請の内容（詳細）
様式第1号別紙	経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項
様式第1号の参考	環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート
様式第1号別添1	個人情報の取扱い
様式第1号別添2	安全な農作業の実施に係る確認事項
様式第1号別添3	環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート 〈各取組項目の解説〉
様式第2号別紙	農地の利用計画記入欄の注意事項
様式第2号の参考	水稻生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意について

※ その他配付資料に係る留意事項（重要！）

協

申

- ① 経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項について

R7改正により、交付申請者の誓約事項に「交付申請書等の関係書類について、要綱で定められた提出期限までに提出しなかった場合は、原則として、交付金が交付されない場合があることに異存はないこと」と追記されている点に留意。

- ② 環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シートについて

環境と調和のとれた農業生産の基準を遵守していること、具体的には、農薬及び廃棄物に関する法令の遵守に関する事項、たい肥その他の有機質資材及び肥料の施用に関する事項、有害動植物の防除に関する事項その他の事項の実施状況について、**本対策に加入申請した者自らが点検を行っていること**（実施状況については、交付対象者から一定数を抽出し、地方農政局等のみどりの食料システム法の担当者が確認する）。

また、同じく改正により、「環境との調和に関する要件」は、経営所得安定対策等に参加申請した者自らが点検を行っていることとし、国のみどりチェック担当が交付対象者から抽出して実施したかどうか確認を行うこととしている。

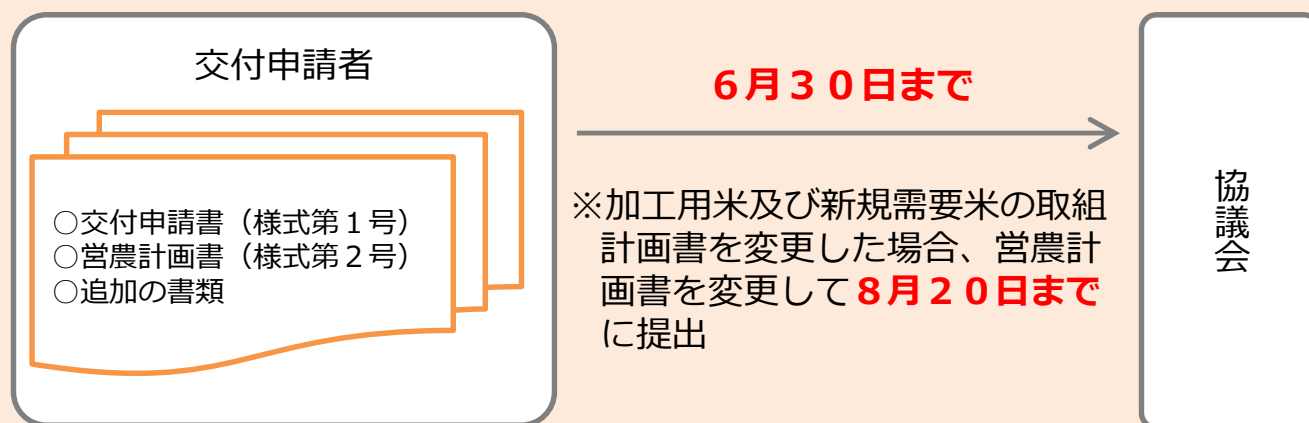
(2) 交付申請書、営農計画書の提出

申

経営所得安定対策等の交付金の交付を受けようとする農業者（以下「交付申請者」という。）は、**交付申請書（様式第1号）**及び**営農計画書（様式第2号）**を作成し、**追加の書類（7ページ）**と併せて、**令和7年6月30日まで**に協議会に提出。

※ 水活交付金の交付申請者が、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の規程に基づき、加工用米及び新規需要米の取組計画書を変更した場合は、変更後の営農計画書（様式第2号）を、令和7年8月20日までに協議会に提出。

協議会は、交付申請者から変更の申出又は農政局から取組計画書の写し及び区分管理計画書の写しの情報提供等があった場合、交付申請者の同意を得た上で、営農計画書を当該交付申請者に代わって修正することで、変更後の営農計画書の提出に代えることができる。



※ 営農計画書（様式第2号）確認の際の留意事項

協

協議会は、交付申請者から提出のあった**営農計画書（様式第2号）**又は**水稻共済細目書異動申告書との一体化様式（複写式）**に必要事項が記入されていることを確認する。

※ 必要事項の確認については、交付金の誤払いの原因となる欄違いや入力漏れ等がないか必ず複数人による確認（読み合わせ）を徹底する。

交付申請者が、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ以下に記載されている書類を交付申請書に追加して提出。なお、前年度までに提出された書類に変更がない場合は、提出を省略することができる。

- ① 初めて申請する者など前年度までに申請していない者、申請していた者のうち振込口座を変更する者

以下のいずれかの書類

- ・「経営所得安定対策等交付金振込口座届出書 兼 口座名義人に対する委任状」(様式第3号) (以下「口座届出書兼委任状(様式第3号)」という。) (15ページ参照)

- ・ 振込口座の情報(金融機関名、支店番号、預金種目、口座名義(カタカナ)、口座番号)が確認できる通帳表紙裏ページ等の写し
※ネットバンク等の場合は、口座情報が記載された用紙(写)又は画面の画像等(写)

- ② ブロックローテーションや産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進等を理由に、その取組の実施者等、代理人に交付金の受領の権限を委任する者等

- ・ 口座届出書兼委任状(様式第3号) (15ページ参照)
※振込口座の情報が確認できる通帳表紙裏ページ等の写し(上記①参照)があれば、本様式の口座情報の記載は不要
※前年度までに既に提出している場合は不要

- ③ 交付対象者であることが確認できる書類(ゲタ又はナラシ申請者のみ)

※内容等に変更が無い場合は、提出を省略することができる。

ア 認定農業者(基盤強化法第23条第7項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第4項に規定する特定農業法人(以下「特定農業法人」という。)を除く)は、農業経営改善計画認定書(写)

イ 特定農業法人又は基盤強化法第23条第7項に規定する特定農用地利用規程で定められた同条第4項に規定する特定農業団体(以下「特定農業団体」という。)は、特定農用地利用規程認定書(写)及び当該特定農用地利用規程(写)

ウ 集落営農(特定農業団体を除く)

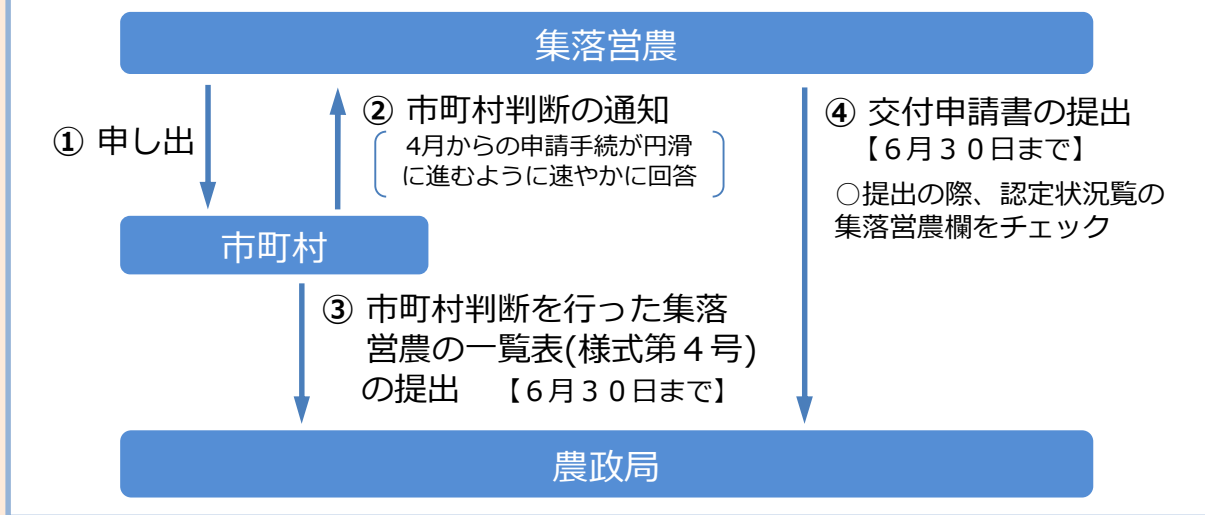
- ・ 集落営農の規約(写)
- ・ 構成員名簿(写)
- ・ 集落営農(代表者)名義の預金通帳(写)
- ・ 総会資料(写)等
※ 総会資料(写)の会計報告等により、「共同販売経理を行っていること」等を確認

エ 認定新規就農者

- ・ 青年等就農計画認定書(写)

※ 上記ア、イ、エについては、市町村からの「認定状況一覧表(経_別紙参考様式第1号)」の提出によって、これに代えることができる。

集落営農がゲタ・ナラシ対策の対象となるための手続き



- ④ ゲタ交付申請者のうち、農産物検査によらない品位等区分の確認を希望する者
- ・ 「品位等区分の確認に関する申出書」(様式第12-1号)
 - ・ 「品位等区分の確認に係る承諾書」(様式第12-2号)
- ⑤ ゲタ交付申請者のうち、免税事業者向け交付単価を申請する者
- ・ 2年前の確定申告書等
- ⑥ ナラシ交付申請者のうち、米穀が交付対象作物である者
- ・ 「収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書(様式第10-11号)」

(4) 申請書類等の国への提出

協

- ① 交付申請書(様式第1号) 様式及び基礎データ
※ 様式は、A・Bを両面印刷が基本
- ② 営農計画書(様式第2号) 基礎データのみ
※ R7改正により、様式の提出は不要
- ③ 追加で提出された書類

提出期日

☆ 協議会 → 農政局

- ゲタ及びナラシの交付申請者分・令和7年6月30日まで
- その他の申請者分・・・・令和7年7月31日まで

〔水活交付金の交付申請者のうち、加工用米及び新規需要米の取組計画書を変更し、営農計画書を変更・提出した者(6ページ参照)がいる場合、該当者の変更後の②の基礎データを令和7年8月20日までに農政局に提出〕

※ 「経営所得安定対策等交付金の対象作物等の地域別作付計画面積報告書」(様式第5号)は、R7改正により廃止

基礎データは、原則、農水省から提供する交付金算定システムのインターフェース仕様書に対応したもの。

おもて

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 7 年 産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

申請年月日		年 月 日	
フリガナ		生年月日	
氏名又は法人・組織名		☐ 大正 ☐ 昭和 ☒ 平成	
フリガナ		経営形態	
代表者氏名（法人・組織のみ）		☒ 個人 ☐ 集落営農 ☐ 法人	
(〒 -)		法人番号	
住所		認定状況	
		☒ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ ゲタ・ナラシ対象集落営農 ☐ 認定なし	
登録済の振込口座		☒ 変更なし ☐ 新規 ☐ 変更あり	
電話番号		※連絡のとれる電話番号を記入してください（携帯可）	

② 交付申請内容（本年産の交付金及び事業の各項目の申請「する」又は「しない」に○を付してください） ※ゲタ・ナラシを申請する方は、裏面（様式第1号B）にも記載欄があります。			
交付金名	畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請		収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請
本年産の申請	☒ する ☐ しない	☒ する ☐ しない	
前年産の申請状況	無		無
※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。 ※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。			
事業名	水田活用直接支払交付金の申請		
本年産の申請	☒ する	「する」の場合、申請する事業の□に✓してください。 ☒ 水田活用の直接支払交付金 ☒ コメ新市場開拓等促進事業 ☐ 畑作物産地形成促進事業 ☐ 畑地化促進事業	☐ しない
前年産の申請状況	無		

③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況 （様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、□に✓してください。）	
☒ 過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。	

④ 個人情報の取扱い（様式第1号別添1「個人情報の取扱い」をご確認の上、□に✓してください。）	
☒ 経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて、同意する。	

【地域協議会等】	【地方農政局等】
接受印 令和〇年〇月〇日 協議会等	

交付申請者管理コード

前年度申請者は「継続」
それ以外は「新規」

4/1～6/30の申請期間内

法人・集落営農は代表者の生年月日を記入

チェック漏れに注意！
法人は、「法人番号」を記入（任意）

ゲタ及びナラシ申請者は
チェック漏れに注意

いずれかにチェック
（様式第3号または口座
情報の提出者・承継者は
「変更あり」）

「する」か「しない」
のいずれかに○を記入

「する」場合は、申請
する事業にチェック

「様式第1号の参考」の
確認事項について履行
していることをもって
チェック

「個人情報の取扱い」
をよくお読み頂いたう
えでチェック

押印漏れ、接受年月日
誤りに注意！

「新規」の場合は協議
会でコードを記入する

訂正可（二重線で抹消）、訂正後の内容を見やすい箇所に記載

ゲタ・ナラシの申請者は必ず記入すること（上段）
※水活交付金のみの申請者は記載不要です

様式第1号B

集落営農は構成員の加入の有無を記入

農業委員会からの「農地法第36条第1項の規定による勧告に係る農地」がないことをもって
チェック

該当するもののいずれかに
チェック

⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項(ゲタ・ナラシ申請者が記載)					
農地の有効利用の実施状況 ※確認して✓			✓ 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。		
営農開始・法人等設立からの期間 ※いずれかに✓			☒ 2年以上 ☐ 2年未満		
【個人又は法人が記載】 ※該当に✓			【集落営農が記載】 ※該当に✓		
収入保険の加入状況	☒ 加入している	☐ 加入していない	収入保険に加入している構成員の有無 (「有」の場合、当該構成員の人数)	☒ 有 (5 人)	☐ 無
前年の税務申告の状況	☐ 白色申告	☒ 青色申告	前年の税務申告の状況 (組織としての状況を記載)	☒ 各構成員が申告 (組織として申告なし)	☐ 青色申告 ☐ 白色申告

※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

ゲタ申請者は必ず記載すること（下段左側）

◆畑作物の直接支払交付金(ゲタ)

⑥ ゲタの申請作物 ※該当に✓

本年産のゲタについて、申請作物を以下のとおり申し出ます。
なお、生産予定面積は様式第2号(営農計画書)に記載した該
当作物の合計です。

※以下はゲタの対象となりませんのでご注意ください。

種子用の麦・大豆・そば、麦芽原料用麦(ビール用麦等)、
黒大豆、食用植物油脂用以外のなたね

対象畑作物			作付けの有無	作付け「あり」の場合	
				面積払の申請	収穫後交付の希望
麦	小麦	春まき	☐ あり	☐ しない	☐ する
		秋まき	☒ あり	☐ しない	☒ する
	二条大麦		☐ あり	☐ しない	☐ する
	六条大麦		☐ あり	☐ しない	☐ する
	はだか麦		☐ あり	☐ しない	☐ する
大豆		☒ あり	☒ しない	☐ する	
そば		☐ あり	☐ しない	☐ する	
なたね		☐ あり	☐ しない	☐ する	
てん菜		☐ あり	☐ しない	☐ する	
でん粉原料用 ばれいしょ		☐ あり	☐ しない	☐ する	

※「収穫後交付の希望」欄は、数量払の交付申請後(収穫量確定後)に面積払を希望する場合、該当作物の「する」に✓してください。(面積払の申請をしない場合はこの欄は✓できません)

⑦ ゲタ対策数量払の単価選択 ※いずれかに✓

本年6月末時点の状況を基に、以下の単価で申請します。

☐	免税事業者向け単価	☒	課税事業者向け単価 (免税事業者向け単価以外)
--------------------------	-----------	-------------------------------------	----------------------------

※免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

生産予定面積は様式第2号(営農計画書)に記載したゲタ対象作物の合計

ゲタの交付対象作物について作付けた作物にチェック

面積払の交付を希望しない場合は「しない」にチェック

収穫後に面積払交付を希望する場合は「する」にチェック

「免税事業者向け単価」「課税事業者向け単価(免税事業者向け単価以外)」のいずれかを選択

ナラシ申請者は必ず記載すること（下段右側）

◆収入減少影響緩和交付金（ナラシ）

⑧ ナラシの積立て申出

本年産のナラシについて、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象作物ごとの生産予定面積を以下のとおり申し出ます。

対象作物	地域等区分	生産予定面積
米穀	〇〇	5,400 m ²
秋期には種する小麦	△△	1,000 m ²
大豆	××	2,000 m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²

※対象作物ごと、地域等区分（地域別・銘柄別）ごとの生産予定面積を記載してください。

※ナラシの対象作物について収入保険に加入している構成員のいる集落営農は、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記載してください。

⑨ ナラシ積立金の積立コースの意向選択

※いずれかに✓

以下の減収に対応した積立金を納付予定です。

☐	10%	☒	20%
--------------------------	-----	-------------------------------------	-----

ナラシの積立申出（生産予定面積）について記入してください。

・対象作物の記載

- ・米穀（31ページ参照）
- ・春期には種する小麦
- ・秋期には種する小麦
- ・二条大麦
- ・六条大麦
- ・はだか麦
- ・大豆
- ・てん菜
- ・でん粉原料用
ばれいしょ

・「地域等区分」は、地域の設定に応じて記載、設定がなければ空欄でも可

納付予定の積立金コース（10%・20%）の
どちらかを選択
※ 積立時に変更可

<ナラシの積立申出者からの補正の申し出があった場合>

ナラシの積立申出者から補正の申し出があった場合、積立申出者の同意を得た上で、協議会等が積立申出者に代わって補正することができる。

その際、

- ・ 積立申出者本人であることを確認するために、生年月日、管理コード等を照会する。
- ・ 積立申出者本人からの申出内容等を別紙参考様式（60ページ参照）の補正記録簿等を活用し、記録に留める。

<交付申請書の記入内容の訂正等>

記入内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、訂正後の内容を訂正箇所の周囲の見やすい部分に記入（修正液等での訂正は不可）。

（1）農地の利用計画記入欄

農地の利用計画記入欄(農地転用を行った場合は、その転用面積を記入)																
農地の番号		地名・地番、 大字、字、 集落地番	交付 対象 農地 区分 (注1)	水稻 作付 最終年 (注2)	作期 (注3)	面積 (本地面積)		作物作付面積 (注4)		作物名 (注5)	は種 の有無 (注6)	自家 消費 該当	多収 品種 (注7)	品種名	地権者	
耕地番号	分筆番号					①	①	①	①							
001	01	上町1	1	R4	1	100 ^a 18 ^m	100 ^a 18 ^m	100 ^a 18 ^m	100 ^a 18 ^m	主食用米					⑥	
002	01	上町2	1		1	50 ^a 10 ^m	50 ^a 10 ^m	50 ^a 10 ^m	50 ^a 10 ^m	飼料用米			1	夢あおば		
003	01	上町3	1		1	29 ^a 11 ^m	29 ^a 11 ^m	29 ^a 11 ^m	29 ^a 11 ^m	飼料用米・生もみ						
004	01	中町7	③		1	108 ^a 32 ^m	108 ^a 32 ^m	108 ^a 32 ^m	108 ^a 32 ^m	WCS用稲						
005	01	中町12	1		1	28 ^a 22 ^m	28 ^a 22 ^m	28 ^a 22 ^m	28 ^a 22 ^m	小麦						
005	01	中町12②	1		2	28 ^a 22 ^m	28 ^a 22 ^m	28 ^a 22 ^m	28 ^a 22 ^m	大豆						
006	01	中町36	3		④	33 ^a 50 ^m	33 ^a 50 ^m	33 ^a 50 ^m	33 ^a 50 ^m	そば					中町	
007	01	中町37	1		1	12 ^a 29 ^m	12 ^a 29 ^m	12 ^a 29 ^m	12 ^a 29 ^m	ブルーベリー						
008	01	下町1	1		1	37 ^a 45 ^m	37 ^a 45 ^m	37 ^a 45 ^m	37 ^a 45 ^m	大豆						
009	01	下町5	1		1	12 ^a 34 ^m	10 ^a 56 ^m	10 ^a 56 ^m	10 ^a 56 ^m	キャベツ			⑧			
010	02	下町6	2		1	6 ^a 23 ^m	6 ^a 23 ^m	6 ^a 23 ^m	6 ^a 23 ^m	白菜		○				
011	01	下町14	1		1	30 ^a 11 ^m	30 ^a 11 ^m	30 ^a 11 ^m	30 ^a 11 ^m	加工用米	⑤					
012	01	下町16	2		1	10 ^a 64 ^m	10 ^a 64 ^m	10 ^a 64 ^m	10 ^a 64 ^m	自己保全管理						
013	01	下町18	1		1	40 ^a 10 ^m	40 ^a 10 ^m	40 ^a 10 ^m	40 ^a 10 ^m	飼料作物(牧草)	○	⑦				

- ① 面積（本地面積）は、畦畔、はざ場等の作付け不可能な面積を除いたものを次のいずれかの方法により、定期的に確認（確認に要した資料は、次の確認時まで保管）。施設園芸の作物作付面積は施設の面積とする。

ア 実測

イ 水稻共済細目書（本地面積）の他、土地登記簿、固定資産課税台帳、農地台帳、地籍調査の結果、ほ場整備等に伴う確定測量の結果等の公的資料

ただし、当該資料で本地面積が確認できない場合は、当該資料に記載されている面積から、次のいずれかの手法により推計した畦畔率を用いて算出した畦畔面積を差し引いた面積と照合。

- ・ 交付対象水田を抽出し、実測して求めた平均畦畔率
- ・ 図面上の測量により求めた平均畦畔率（区画が整理されている水田のみ）
- ・ 統計部が公表した耕地面積及び畦畔面積から得られる平均畦畔率を参考とした推定平均畦畔率
- ・ その他、農政局と協議して定めたもの

- ② 畑地は、地番・面積等を記入するとともに、交付対象農地区分に「3」及び備考欄に「畑」と記入。

- ③ 前年度以前で、水稻を作付けた最終年を記入。

※ 水稻作付最終年が「R 3」以前の場合、記入は不要。

- ④ 一つのほ場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きした上で「作期」欄に基幹作物は「1」、二毛作は「2」を記入。

(1) 農地の利用計画記入欄

※本地面積及び作付面積から除いてください)															
名	地権者(権原を有する者)(注8) 住所・氏名	畑地化(注9)	高収益作物のみ(注10)	畑地化促進事業(R6補正)該当(注11)	畑地化促進助成(R7当初)該当(注12)	水田農業高収益化推進計画(注13)	高収益作物定着促進支援開始年(注14)	うち加工・業務用(注15)	畑作物定着促進支援開始年(注16)	定着促進支援既に5年分交付済み(注17)	畑作物産地事業(R6補正)対象(注18)	R8畑地化の意向(注19)	コメ新市場開拓事業対象(注20)	別途実施事業該当(注21)	備考
おば															
	中町777-福田 泰正	⑨													畑
		R7	○	○			R7								
		R6		○					R6						
		R4	○			○	R4	○							

- ⑤ 不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理、土地改良通年改良）を「作物名」欄に記入。
- ⑥ 「多収品種」欄は、米粉用米、飼料用米において、多収専用品種を用いる場合は「1」とし、品種名欄に品種名を記入。それ以外は「2」を記入。
- ⑦ 作物として牧草が該当する場合は、「作物名」欄に「飼料作物（牧草）」と記入するとともに、当年度は種を行う場合、「は種の有無」欄に「○」を記入。
- ⑧ 出荷販売を行っていない場合、自家消費該当欄に「○」を記入。
- ⑨ 畑地化に取り組む場合は、対象年度を記入する。
- ⑩ 畑地化の取組後、5年以上継続して高収益作物を作付けする場合は高収益作物のみ欄に「○」を記入。
 - ・ 畑地化促進事業（R6補正）に取り組む場合は、畑地化促進事業（R6補正）該当欄に「○」を記入。
 - ・ 畑作物定着促進支援の対象は場は、支援開始年を記入する。
 - ・ 水田農業高収益化推進計画の対象となる場合は、水田農業高収益化推進計画該当欄に「○」を記入。
 - ・ 高収益作物定着支援の対象は場は、支援開始年を記入する。
 - ・ 加工・業務用の野菜・果樹で高収益作物定着促進支援に取り組む場合は、うち加工・業務用欄に「○」を記入。
 - ・ R4年度以前から高収益作物定着促進支援の取組を開始した方が輪作に取り組む場合は、備考欄に「輪作」と記入する。

- ⑪ 畑作物産地形成促進事業に取り組む場合は「○」を記入。
- ⑫ 畑作物産地形成促進事業において、R8年度に畑地化に取り組む場合は「○」を記入。
- ⑬ コメ新市場開拓等促進事業に取り組む場合は「○」を記入。
- ⑭ 前年度までに支援が開始された定着促進支援において、既に一括交付により5年分の交付を受けている場合は「○」を記入。

※ 平成30年度以降3年連続して作物が不作付であって、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地は、「交付対象水田」から除外する。（実施要綱別紙1の2の③のア～ウを参照）

（2）水稻用途別作付面積欄

水稻用途別作付面積									
用 途		農業者記入欄			用 途		農業者記入欄		
		出荷・販売契約数量	生産予定面積				出荷・販売契約数量	生産予定面積	
主食用米		kg	a	m	(※1)(※2)加工用米②	kg	a	m	
(※1)新規需要米①	WCS用稲	kg	a	m	うちコメ新市場事業対象を除く	kg	a	m	
	(※2)米粉用米	kg	a	m	うちコメ新市場事業対象	kg	a	m	
	うちコメ新市場事業対象を除く	kg	a	m	備蓄米	kg	a	m	
	うちコメ新市場事業対象	kg	a	m	合 計		a	m	
	飼料用米(生もみ除く)	kg	a	m					
	多収品種	kg	a	m					
	多収品種以外	kg	a	m					
	飼料用米(生もみ)	kg	a	m					
	多収品種	kg	a	m					
	多収品種以外	kg	a	m					
	青刈り稲			a	m				
	(※2)新市場開拓用米	kg	a	m					
	うちコメ新市場事業対象を除く	kg	a	m					
	うちコメ新市場事業対象	kg	a	m					

農政局に届出を行った新規需要米・加工用米及び備蓄米について、需要者、集出荷業者との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入

【米粉用米、新市場開拓用米、加工用米】コメ新市場開拓等促進事業に申請していない面積と、申請した面積をそれぞれ記載

※1 ①及び②については「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づく契約数量等を記入すること。

※2 米粉用米、新市場開拓用米及び加工用米について、「うちコメ新市場事業対象を除く」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請していない数量・面積を記入し、「うちコメ新市場事業対象」欄には、コメ新市場開拓等促進事業に申請した数量・面積を記入すること。

（3）・様式第2号の地方農政局への提出について ・ゲタの面積払に係る生産予定面積の確認について

○様式第2号の協議会から地方農政局等への提出について

令和6年度までは、営農計画書（様式第2号）の写しと基礎データを協議会から地方農政局等へ提出していましたが、令和7年度の改正により、協議会から地方農政局等への提出は、基礎データのみとなりましたのでご注意ください。

○ゲタの面積払に係る生産予定面積について

令和6年度までは、営農計画書（様式第2号）に生産予定面積の記載欄がありましたが、令和7年度の改正により当該記載欄が削除されました。

令和7年度以降の生産予定面積については、営農計画書（様式第2号）の基礎データのゲタ対象作物の合計面積で把握することとします。

口座届出書兼委任状（様式第3号） 記入例及び留意事項（委任の場合）



様式第3号
経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状

地方農政局長 殿

〇 年 〇 月 〇 日

住所 〇県△市□町1-1
氏名 農林 太郎

申請の内容 ☐ 新規加入 ☐ 振込口座変更 ☒ 代理人に委任（以下の欄に代理人を記入してください）

※交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピー等を添付する場合は、以下の振込口座欄の記載は不要です。

金融機関コード（数字4ケタ）				金融機関名	
1	2	3	4	〇△□	農業協同組合 〇〇〇 信用金庫
支店コード（数字3ケタ）				支店名	
5	6	7	× × ×		
預金種別（該当のものにレ印をつけてください）				口座番号（7ケタに満たない場合は、右つめで記入）	
☒ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知				1 2 3 4 5 6 7	
口座名義人					
フリガナ		ノウリン タロウ			
漢字		農林 太郎			
ゆうちょ銀行					
記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）			番号（右つめで記入）		
1			0		1
口座名義人					
フリガナ					
漢字					

<代理人に委任される方>
私は、経営所得安定対策等交付金における交付金の交付申請に関し、以下のとおり代理人を定め、本交付金の受領に関する一切の権限を委任します。なお、本委任における、一切の責任は自己で負うものとします。

代理人	住所	氏名

別
を
使
う
理
由

※理由を証する書類を添付してください。（添付書類の例：①ブロックローテーションや産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進などの内容、②それに参加する農家名、③農業者間調整の状況など）

<産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進のため代理人に委任される場合で交付申請書及び営農計画書の変更について代理人に委任される方>
経営所得安定対策等交付金における交付申請書及び営農計画書の内容の変更について、代理人に委任される場合は、右の□にチェック（✓）を入れてください。

交付申請者管理コード

地域協議会等管理コード

⚠ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。
交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピー等を添付してください。

※収入減少影響緩和交付金に加入している方は、同交付金及び積立金の受領に関する委任も本委任状をもって兼ねることとします。

代理人に交付金の受領の権限を委任する者は必須

交付申請書の日付と同一日が望ましい

交付申請書（様式第1号）と同一の住所・氏名

- ・通帳表紙裏ページのコピー等を添付する場合は記載不要（R7改正より）
- ・口座情報の必要事項
 - ①金融機関名
 - ②支店番号
 - ③預金種目
 - ④口座名義
 - ⑤口座番号
- ・上記①～⑤以外の個人情報（ログインパスワードや個人番号等）があればマスキングする。

口座名義人と同一名又は組織等の代表者名・住所を記入

理由は簡潔に記載

交付申請書、営農計画書の内容変更（修正）を代理人に委任する場合チェックを記入

- ・該当箇所に各コードを記入の上、提出
- ・不明な箇所については、空欄のままで可

- ① 記入内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、訂正後の内容を訂正箇所の周囲の見やすい部分に記載する。（修正液等での訂正は不可）。
- ② 交付申請者本人の申し出があった場合のみ、同意を得た上で別紙参考様式（60ページ参照）の補正記録簿等を添付することも可。

Ⅲ 各種交付金の手続等

1 ゲタ交付金

2 ナラシ交付金

3 水活交付金

1 ゲタ交付金

(1) ゲタ対策の主要メニュー

分類	対象品目	交付対象要件等	農業者等の提出書類
小麦	種子用麦及び麦芽 原料用麦は対象外	- 農産物検査を受検し、以下に該当する格付けとなっていること - 麦類：2等以上 - 大豆：3等以上 - 特定加工用大豆は合格 - そば：2等以上	【農政局への提出書類】 (契約数量と出荷販売数量等を確認できる書類) - 契約関係書類(写) 「自家加工販売計画書」 (様式第9-2号) - 出荷契約書類又は出荷伝票の(写) - 農産物検査結果通知書の(写)等 - 品位等区分の確認結果を証明する書類 (申請関係書類) 「数量払交付申請書」 (様式第9-1号) (その他の書類)※ 面積払を受けた者 - 交付対象数量を面積払の交付対象面積で除した農業者の個人単収が、地域別等の基準単収の2分の1を下回っている場合、「基準単収を大きく下回ったこと理由書」(参考様式1) 26ページ 参照 ※ 千代田、きらきら銀河、カリホシ、カキブ、ハノカのしずくの5品種については種子の購入伝票(写)
二条大麦			
六条大麦		農協等と需要者との販売契約に基づいた農協等との出荷契約又は需要者等との販売契約を締結していること。	
はだか麦		自家加工の場合は自家加工販売計画を作成していること。	
大豆	黒大豆及び種子用大豆は対象外	直売所において販売する場合は、直売所との取引契約又は直売所販売計画書を作成していること。	
そば	だったんそばは対象 種子用そばは対象外	- 品位等確認主体が品位等区分の確認で確認したもの - 麦類：2等相当以上 - 大豆：3等相当以上 - 特定加工用大豆合格相当 - そば：2等相当以上	
なたね	油糧用のみ対象 その他の用途、種子用なたねは対象外	- 製油業者等と需要者等との販売契約に基づく出荷契約又は需要者等と販売契約を締結していること。 - 自家加工の場合は自家加工販売計画を作成していること。 - 直売所において販売する場合は、直売所との取引契約又は直売所販売計画書を作成していること。 - 原料農産物の数量を客観的に確認できる資料がない場合は、加工前に地方農政局等の立ち会いの下生産量の確認が必要。	
てん菜	委託加工販売は対象外	- 国内産糖交付金の交付対象、又は交付対象となることが確実に見込まれる国内産糖の製造の用に供されたもの。 - 北海道内で生産され、糖度7.0度以上のもの。	
でん粉原料用 ばれいしょ		- いもでん粉交付金の交付対象、又は交付対象となることが確実に見込まれる国内産いもでん粉の製造の用に供されたもの。 - 北海道内で生産されたもの。	

(2) 趣旨

対象作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）を生産する農家に対して、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するもので、数量払（品質及び生産量に応じて交付するもの。）を基本とし、面積払をその内金として先払いすることができる。

(3) 交付対象者 ※ ゲタとナラシは交付対象者の要件は同じ

① 基本要件（次のア～ウに該当する者）

ア 認定農業者

基盤強化法第12条1項に規定する

農業経営改善計画の認定を受けた者又は特定農業法人に該当する者

イ 集落営農

特定農業団体又は次の(ア)～(ウ)の全ての要件を満たす

委託を受けて農作業を行う組織（法人を除く。）

(ア) 定款又は規約が定められていること

(イ) 共同販売経理を行っていること

(ウ) 地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を確実に行うと市町村から判断を受けていること

ウ 認定新規就農者

基盤強化法第14条の4第1項に規定する

青年等就農計画の認定を受けた者

② 農地の有効利用に関する要件

その耕作の業務の対象となる農地のうちに、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地がないこと

③ 交付対象者の要件を満たしておく時点

○ ゲタ交付金の交付を受けようとする者

→ 交付申請書（様式第1号A）による申請時（令和7年6月30日）

→ 数量払交付申請書（様式第9-1号）による申請時

大豆・そば以外（令和7年7月1日～令和8年3月5日）

大豆・そば（令和7年7月1日～令和8年4月30日）

○ ナラシ交付金の交付を受けようとする者

→ 収入減少影響緩和交付金の交付申請書（様式第10-1号）による申請時

（令和8年4月1日～令和8年4月30日）

※ 書類の確認は交付申請書（様式第1号A）による申請時

（令和7年6月30日）にも行う。

④ 要件を確認する書類

- **認定農業者**（特定農業法人を除く。）
 - ・ 農業経営改善計画認定書（写）
 - **特定農業法人**又は**特定農業団体**
 - ・ 特定農用地利用規程認定書（写）
 - ・ 当該特定農用地利用規程（写）
 - **集落営農**（特定農業団体を除く。）
 - ・ 集落営農の規約（写）
 - ・ 構成員名簿（写）
 - ・ 集落営農（代表者）名義の預金通帳（写）
 - ・ 総会資料（写）等（会計報告等を含む）
- ※ 市町村が作成する「経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧」（様式第4号）を提出
- **認定新規就農者**
 - ・ 青年等就農計画認定書（写）

（４） 交付対象作物について

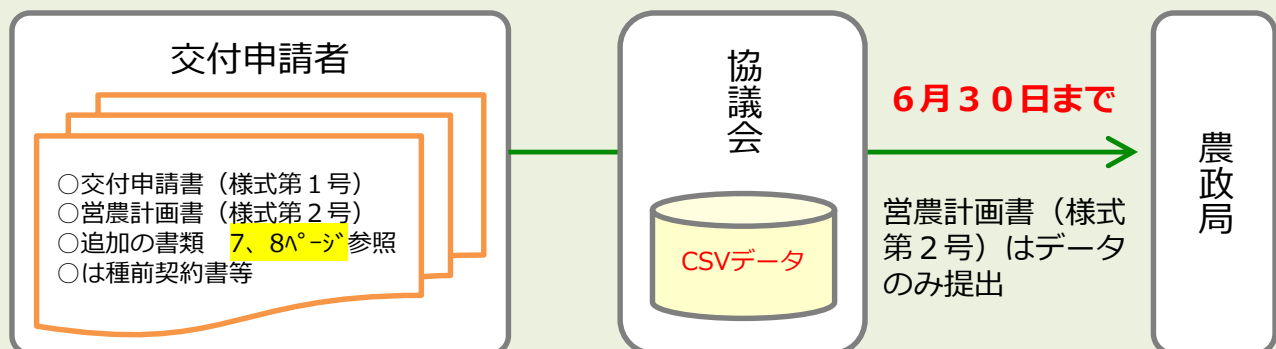
麦（種子用、麦芽原料用麦を除く）、大豆（種子用、黒大豆を除く）、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば（種子用を除く）、なたね（油糧用のみ）

※ 麦・大豆等の種子用、麦芽原料用麦について、当該用途の基準を満たさず、結果的に他用途となったいわゆる「**種子落ち・ビール落ち**」については、当該農作物の**は種前契約等**が締結されていることを前提に、出荷・販売契約数量を確認できる書類、農産物検査結果（写）を確認し、**交付要件を満たせば数量払の交付対象となる。**

（５） 数量払

交付申請手続 ①

数量払の交付申請者は、交付申請書（様式第1号）及び営農計画書（様式第2号）に、**は種前契約書等**を添付して、**令和7年6月30日までに協議会に提出。**



【は種前契約書等：需要に応じて生産されていることの確認書類】

- 実需者との直接契約の場合・・・は種前契約書（写）
- 農協等と出荷契約の場合・・・出荷契約数量一覧（農協等作成）
 - ※ 書類確認における注意点は、61ページ参照
- 自家加工販売や直売所等での販売の場合・・・①又は②
 - ① 「経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書 兼 出荷・販売等実績報告書（様式第9-2号）」
（自家加工販売計画書（様式第9-2号））
 - ② 直売所等との利用・出荷契約など取引数量が分かる書類
- 農産物検査によらない品位等区分の確認を行う場合
 - 「品位等区分の確認に関する申出書」（様式第12-1号）
 - 「品位等区分の確認に係る承諾書」（様式第12-2号）

免税事業者であることの確認

【免税事業者向け単価を申請するための確認書類】

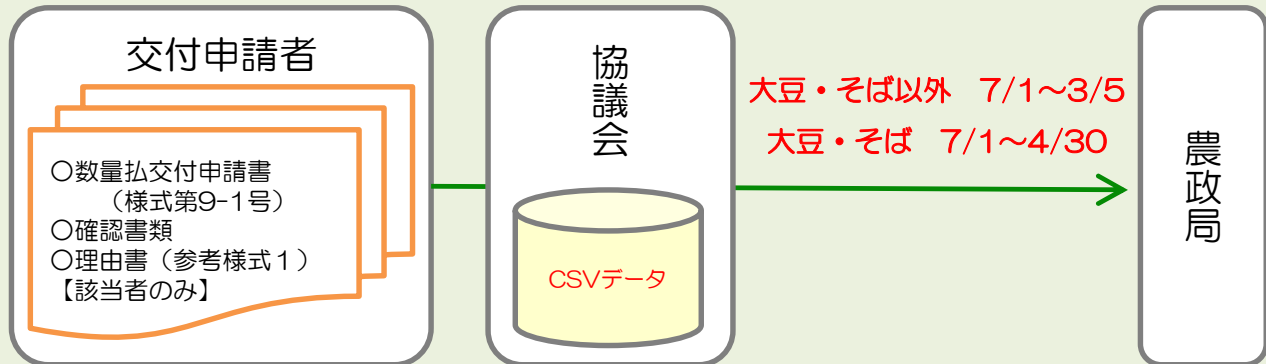
- 個人 ・ 前々年の確定申告書及び青色決算書（写）又は
白色申告の収支内訳書（写）の農業所得用等
 - ・ 営農開始2年以内の方は、個人事業の開業・廃業等届出書（写）等
- 法人 ・ 2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書（別表1）（写）等
 - ・ 設立初年目の方は、法人設立届出書（写）登記簿等
 - ・ 設立2年目の方は、法人設立届出書（写）等及び
初年度の各事業年度の所得に係る確定申告書（別表1）（写）等

交付申請手続 ②

数量払の交付申請者は、「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書（様式第9-1号）」（数量払交付申請書（様式第9-1号））に確認書類を添付して、

大豆・そば以外は令和7年7月1日～令和8年3月5日まで、

大豆・そばは令和7年7月1日～令和8年4月30日までに協議会に提出。



【確認書類】

（契約の確認）

- 出荷・販売契約（写）
- （なたねのみ）製油業者等との出荷・販売契約（写）
※品種名が分かるもの
ササキ、きらきら銀河、ササキ、ササキ、ハノのしずくの場合は
種子購入伝票（写）
- 実需者と交付申請者が同一の場合、
自家加工販売計画書（様式第9-2号）に準ずる書類

（検査の確認）

- 農産物検査結果通知書等（写）（麦・大豆・そば）
- 品位等確認主体が品位等区分の確認の結果を証明した資料（写）
※なたねの場合は地方農政局等と協議会が連携して数量確認
- （麦のみ）品質評価結果通知書（写）
※確認できない場合はDランクに該当

（出荷・販売の確認）

- 販売伝票（写）・・・10枚以上ある場合は一覧表も作成・提出
- 自家加工販売や直売所等での販売の場合・・・①又は②又は③
 - ① 農産物検査結果通知書等（写）（麦、大豆、そば）
 - ② 品位等区分の確認の結果を証明する書類（写）
 - ③ 製油業者等に製油を委託した原料の数量が確認できる書類（なたね）

※ 対象範囲及び確認書類については、実施要綱別紙2を参照

※ パン・中華麺用品種の対象範囲については、実施要綱別紙4を参照

※ 書類確認における注意点は61ページ参照

数量払の交付申請書（様式第9-1号）の記入例及び留意事項

様式第9-1号

7年産

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書

農林水産大臣 殿

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付を受けたいので、以下の品質区分別生産量に基
される金額の交付を申請します。

- 大豆・そば以外は、**7月1日～翌年3月5日**の期間内
- 大豆・そばは、**7月1日～翌年4月30日**の期間内

申請者	住所	
	氏名又は法人・組織名	
	代表者名（法人・組織のみ）	

申請年月日	年	月	日
交付申請者管理コード			
地域協議会等管理コード			

麦		品質区分別生産量					
品質区分 (等級/ランク)		小麦				二条大麦	六条大麦
		春期には種する小麦		秋期には種する小麦			
		(パン・中華麺用品種以外)	(パン・中華麺用品種)	(パン・中華麺用品種以外)	(パン・中華麺用品種)		
1等又は相当	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg
2等又は相当	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg

- 品位等検査結果または品質区分の確認で確認されたものと、品質区分が一致していること
- 記入数量は検査結果、品質区分の確認で確認されたものと同数以下であること

- 面積払を申請している場合、品質区分別生産量が無くても、0 kgと記入すること
- 1 kg未満の端数がある場合は、切り捨てで記入すること
- 記入漏れ、不要な記入がないこと及び添付書類の内容と相違がないこと

大豆	
品質区分(等級)	販売総数量
普通大豆	
1等又は1等相当	kg
2等又は2等相当	kg
3等又は3等相当	kg
特定加工用	合格又は合格相当

そば	
品質区分(等級)	品質区分別生産量
1等又は1等相当	kg
2等又は2等相当	kg

「そば」は0.5kg単位まで

なたね	
品質区分(品種)	販売総数量
キザキノナタネ	
きらきら銀河	
キラリボシ	
キンギョ	
その他品種	

- てん菜は、令和8年1月末頃に公表される**交付対象比率を乗じた数量**を記入すること
- ※でん粉原料用ばれいしょは、交付金算定システム内で交付対象比率を乗じるため、原数を記入

てん菜	
品質区分(加重平均値)	販売総数量
度	kg

でん粉原料用ばれいしょ	
品質区分(加重平均値)	販売総数量
%	kg

- 小麦のDON検査等を別途行っている場合、検査結果が明らかになった後に申請する

(注1) 品質区分別の生産量を確認できる出荷伝票等を添付してください。

(注2) 上記様式の内容の変更を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

(注3) 小麦のDON検査等を別途行っている場合、検査の結果が明らかになった後に申請するようにしてください。

- 訂正についての留意事項については、口座届出書兼委任状（様式第3号）と同じ。
→ **(15ページ参照)**
- 麦・大豆・そばについては、検査数量又は農産物検査によらない品位等区分の確認数量が上限。
- 対象畑作物の種類ごとに分割して交付申請することも可能。
- 面積払を申請した交付申請者は、**品質区分別生産量の多少にかかわらず、必ず数量払交付申請書を提出**する

自家加工販売計画書（様式第9-2号）の記入例及び留意事項

表面【1 当年産の計画】

様式第9-2号

令和 ○年 ○月 ○日

経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売
(直売所等での販売) 計画書兼出荷・販売等実績報告書

(自家加工販売等農業者) 住 所 ○県△市□町1-1
氏 名 農林 太郎
交付申請者管理コード
012345678901234567

1 自家加工販売(直売所等での販売)計画

※ 麦・大豆・そば・なたねについて、自家加工販売や直売所等での販売を予定する農業者については、その数量等について、本様式に必要事項を記載し、交付申請書(様式第1号)に添付してください。

① 原料農産物使用計画(麦・大豆・そば・なたねのうち該当する農産物を記載)

原料農産物名	年間使用量(単位: kg)	左記のうち自ら生産した数量(単位: kg)
そば	120	120

② 商品の加工販売計画(直売所等での販売計画)及び販売形態

商 品 名 等	年間販売予定数量(単位: kg)	商品の販売形態 (※ 詳細は別添付書類に記す)
そば粉	85	能楽隊・劇団・学校・その他
		能楽隊・劇団・学校・その他
		能楽隊・劇団・学校・その他
		能楽隊・劇団・学校・その他
合 計	85	

販売形態が「その他」である場合の具体的な販売方法()

③ 商品の主な販売先 (該当する販売先○を付けてください。直売所等の場合は名称等を記載してください)

一般消費者	卸売業者	小売業者	スーパー等
直売所等	直売所等の名称: ××直売所		
※ 詳細は別添付書類に記す	所在地: ○県△市□町1-1		
	連絡先: 123-456-7890		

直売所等の販売先が複数ある場合は、
主となる販売先の名称、所在地、連絡先を
記入

前年度におけるゲタ(数量払)交付金の交付
対象となった農産物の使用実績数量等を
正確に記入

上記①に記載した
原料農産物から出来た加工品の商品名、
販売量、販売形態を正確に記入

自家加工販売計画書の提出をもって、数量
払の交付金を受領した申請者は、翌年度、必
ず右記の実績報告書を記入の上、確実に販売
したことが分かる証明書類とともに提出。
翌年度に販売残がある申請者は、翌々年度
も提出。

「自家加工販売等農業者」欄は、交付申請書
(様式第1号)と同一の住所・氏名・管理コー
ド

今年度加工に仕向ける(使用する)予定の
原料農産物の原料農産物名、年間使用量、
年間使用量のうち申請者が自ら生産する数量
(交付対象とするもの)を正確に記入

上記①に記載した原料農産物から出来る(予
定)加工品の商品名、年間販売予定数量、販売
形態を正確に記入

数量払の交付申請書に添付される予定の証
明書類に○を付す

裏面【2 前年産の実績】

原料農産物の生産数量を証明する書類

数量払の交付申請書を提出する際には、自ら生産した原料農産物の数量を証明する書類を提出すること
が必要となります。現時点で、提出する予定の証明書類○を付けてください。

① 農産物検査結果通知書の写し

- ・ 品種名・数量が分かる品目等検査結果の写し
- ・ 品質区分の確認の結果を証明した書類の写し
- ・ 製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写し
- ・ 農協等に乾燥・調整を委託した場合の乾燥・調整後の数量が分かる伝票の写し
- ・ そのほか生産数量を客観的に確認できる書類()

※ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する
法律(平成22年法律第67号)第5条第1項の規定に基づき、総合化事業計画に係る認定を受けた者は、
本計画書の1の内容について、総合化事業計画により確認できる場合、同計画の写しの提出により記載
に代えることができます。

2 自家加工販売(直売所等での販売)出荷・販売等実績報告書

前年度の麦・大豆・そば・なたねについて、自家加工販売や直売所等での販売を行った者については、そ
の数量等について、実績を記載してください。

① 原料農産物使用実績(麦・大豆・そば・なたねのうち該当する農産物を記載)

原料農産物名	年間使用量(単位: kg)	左記のうち自ら生産した数量(単位: kg)
そば	100	100

② 商品の加工販売実績(直売所等での販売実績)及び販売形態

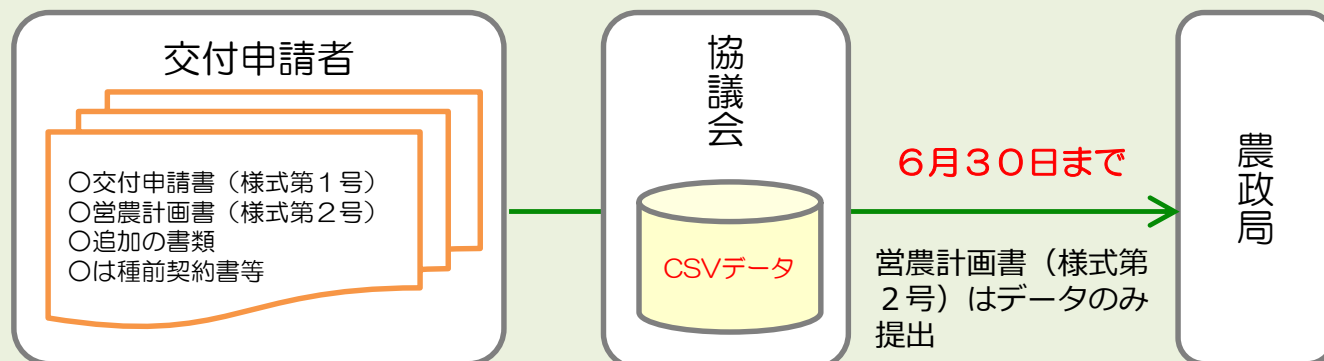
商 品 名 等	年間販売数量(単位: kg)	商品の販売形態 (※ 詳細は別添付書類に記す)
そば粉	70	能楽隊・劇団・学校・その他
		能楽隊・劇団・学校・その他
		能楽隊・劇団・学校・その他
		能楽隊・劇団・学校・その他
合 計	70	

【注意】自家加工販売や直売所等での販売を行っていた者であって、前年度の当該農産物に係る数量払の交付申請
時点において、自家加工販売の原料に供する予定であった数量又は直売所等で販売する予定であった数量に
ついて、確拠に出荷・販売したことが分かる出荷・販売伝票の写し等の一つを添付してください。
なお、出荷・販売伝票の写し等の書類の提出がなく、出荷・販売したことが確認できない場合は、前年
産の当該農産物に係る数量払の交付金を返還していただく場合があります。

(6) 面積払

交付申請手続

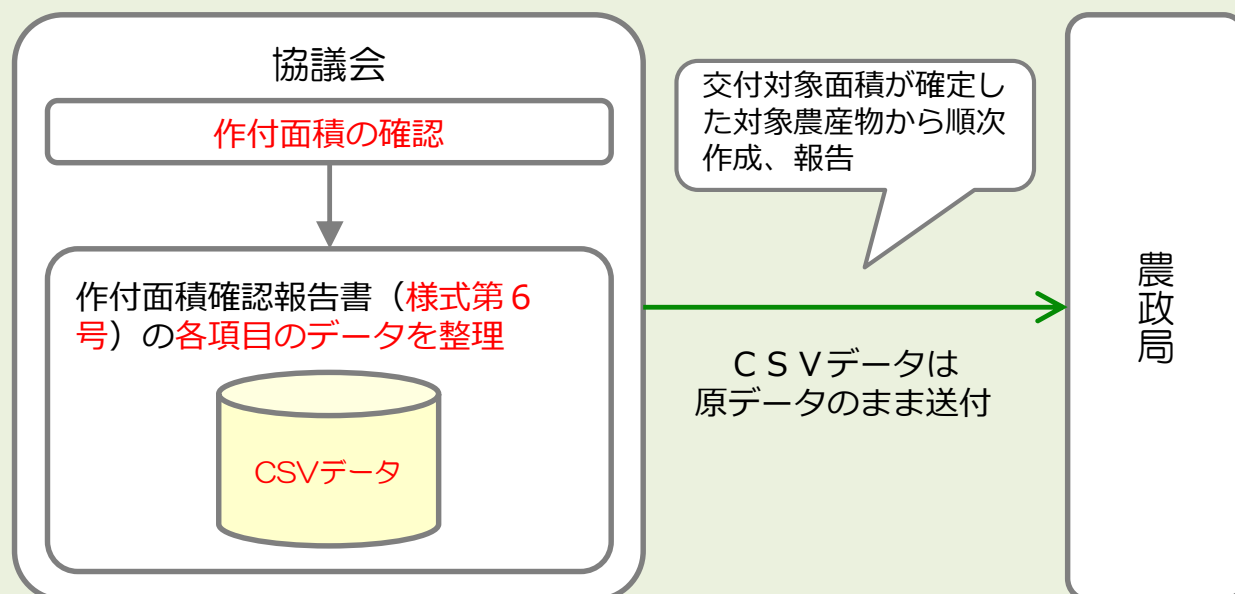
面積払の交付申請者は、交付申請書（様式第1号）及び営農計画書（様式第2号）に、は種前契約書等を添付して、**令和7年6月30日までに協議会に提出。**



- 交付申請書（様式第1号）
 - ・ 作物ごとに**面積払の申請の有無**を記入。
 - ・ 作物ごとに**収穫後交付の申請の有無**を記入
- 営農計画書（様式第2号）
 - ・ 「農地の利用計画記入欄」に対象作物の作付面積を記入。

協議会は、作付面積を確認し、その結果をデータで農政局に提出。
（※詳細は次ページを参照）

- 面積払の作付面積確認報告書（様式第6号）の**各項目のデータ**
 - ※ **対象作物ごとに確認ができた作付面積**が、面積払の対象となる



作付面積の確認等

協議会は、交付申請者の営農計画書（様式第2号）に基づき、対象作物に係る作付面積、作付状況を確認。

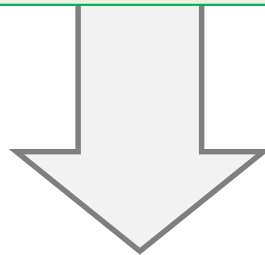
確認作業は、農業共済組合又は農業保険法第107条第1項の共済事業を行う市町村(以下「農業共済組合等」という。)から、**農作物・畑作物共済の引受面積等の情報提供を受けて行う**ことを基本とする。確認できない場合には、**現地確認を行う**。

確認にあたっては、実施要綱別紙5を参照する。



作付面積については、①～④の複数の情報を活用し確認すること。

- ① 農業共済組合等の農作物・畑作物共済の引受面積等の情報
- ② 農協等が取りまとめた作付面積の情報
- ③ 市町村等が保有するGIS等地図情報システムのデータ
- ④ ①、②又は③により確認できない場合は、現地における実測等



協議会は、確認結果を取りまとめ、原則として「**畑作物の直接支払交付金における作付面積確認報告書（様式第6号）**」の各項目の基礎データ（CSVデータ）を農政局に報告し、支払いスケジュールを協議する。

- ※ 上記データは、原データのまま送付。
なお、内容を確認する場合は、コピー保存により対応。
- ※ 作付面積は、作物ごとに分割して報告することができる。
- ※ R7改正により、**様式自体の提出は不要**となった。

基準単収を大きく下回ったこと（参考様式1）の記入例及び留意事項

ゲタ・水活共通様式（R7改正） 参考様式6は削除

数量払の交付申請書（様式第9-1号）の提出時に添付

参考様式1

地域の基準単収を大きく下回ったこと（収量が相当程度低くなったこと）の理由

交付申請書（様式第1号）と同一の住所・氏名となっているか

交付申請者

住所
氏名
交付申請者管理コード

※ 対象作物が複数ある場合は、対象作物ごとに作成されているか

1. 対象作物（該当するものに✓（チェック）を付けてください。）

対象作物にチェック

☒ 畑作物の直接支払交付金の対象作物

対象畑作物名	地域の基準単収 ①	地域の基準単収の2分の1 ②=①÷2	数量払の交付申請数量 ③	面積払の交付対象面積 (又は生産予定面積) ④	交付申請者の当年産の単収 ⑤=③÷④	規格外数量及び規格外相当数量の合計
	kg/10a	kg/10a	kg	m ²	kg/10a	kg

※ 畑作物の直接支払交付金を申請せず、水田活用の直接支払交付金にのみ申請している場合は、数量払の交付申請数量は「交付対象数量」、「面積払の交付対象面積」は「作付面積」と読み替えてください。

対象作物名	実需者への出荷数量 ⑥	当初契約数量 ⑦
☐ 新市場開拓用米	kg	kg
☐ 加工用米	kg	kg

畑作物の直接支払交付金の対象作物にチェックが付され、①～⑤の記入、その内容に誤りはないか。

※②は小数点以下切り捨て、⑤は小数点第一位を四捨五入

※③は数量払の全交付申請数量

対象作物名	10a当たり収量 ⑨	標準単収値 ⑩
☐ 飼料用米（生もみ除く）	kg/10a	kg/10a
☐ 米粉用米	kg/10a	kg/10a

対象作物名	10a当たり収量 ⑫	基準単収値 ⑬
☐ WCS用稲	kg/10a	kg/10a
☐ 飼料作物（作物名：_____）	kg/10a	kg/10a
☐ その他作物（作物名：_____）		

添付書類を必ず確認！

ただし、チェックリストの提出は不要。【次頁参照】

※自然災害等により、作付けが困難となった農地について、①交付申請書及び営農計画書提出済み、②被災した農地又は道路が災害復旧事業の対象、③発生前に、耕起や種子消毒等の作付準備を行っていたと地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年産に限り交付対象とすることができる。

以下のいずれかの理由について、項目2～5の該当する全ての項目について、✓を入れ、「6. 理由記載欄」にその理由の詳細を記載してください。

- ・交付申請者の当年産の単収（⑤）が、地域の基準単収の2分の1（②）を下回った理由
- ・実需者への出荷数量（⑥）が当初契約数量（⑦）の8割（⑧）を下回った理由
- ・10a当たり収量（⑨）が標準単収の150kg/10aを減じた値（⑪）に満たない理由
- ・収量（⑫）が各都道府県農業再生協議会等が定める基準単収（⑬）の2分の1（⑭）を下回った理由、及び収量が相当程度低くなったこと（⑮）の理由

※ 理由の根拠となる証拠書類の提出が必要です。（「8. 添付書類」を確認してください。）

2. は種の段階における理由

- ☒ 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産に向けて適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
- ☐ 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
- ☐ その他

3. 生産・収穫の段階における理由

- ☒ 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- ☐ 病虫害等により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- ☐ 鳥獣害等により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- ☐ 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適切な生産・収穫が困難となり、対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
- ☐ その他

該当する全ての項目にチェックが付されているか

4. 出荷・販売の段階における理由

- ☐ 農産物検査の受検又は品質区分の確認において、最低重量を確保することができず、受検等が不可能となった。※最低重量を確保できなかった理由の要因として、2及び3における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
- ☐ 農産物検査の受検又は品質区分の確認において、規格外又は規格外相当に格付けされた数量が発生した。※品質の低下等の理由の要因として、2及び3における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
- ☐ 交付申請者の入院、死亡等の理由により、出荷・販売が不可能な状況となったため、対象畑作物の出荷・販売を行うことができなかった。
- ☐ 需要者の倒産や引き取り拒否等により、対象畑作物の出荷・販売を行うことができなかった。
- ☐ その他

5. 激甚災害指定等の場合（※地域農業再生協議会等による被害証明可）

- ☐ 自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種前の農地への被害（※共済証明がある場合または経営所得安定対策等実施要綱の第2の5の（5）に準じて、これを満たす場合）
- ☐ 自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種後の対象畑作物及び農地への被害（※行政機関からの被害に関する資料等による被害状況の確認書類等がある場合）

該当する全ての項目にチェックが
付されているか

6. 理由記載欄：理由の詳細を記載してください。

※1～4に掲げているもの以外の理由（ほ場条件の制約等による減収等）についてもこちらに記載してください。

詳細な理由が記入されているか
（必須）

7. 地方農政局等からの栽培管理に係る改善指導に対して実施した改善措置について

※地方農政局等から改善指導を受けた方は記載してください。

- ☐ 以下のとおり、改善措置を講じた。

- ☐ 改善措置を講じていない。（当年産における理由について、前年産と同一の内容が含まれる場合、面積払は返還又は交付をしないこととなります。）

8. 添付書類のチェックリスト（提出は不要です。）

理由書の根拠となる証拠書類として、以下のa～dの全てを提出することが必要です。
また、a～d以外にも地方農政局長等が必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。
期限までに提出することが必要です。

- ☐ a 地域の基準単収を大きく下回ることになった（収量が相当程度低くなった）理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考として
- ※ ①～③は、理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考として
- ① 自然災害の場合：
- ・ 農作物共済の支払書類等
 - ・ 農作物の被害状況（撮影月日及び対象地番で生産された農作物であることを明確に把握できる写真
 - ・ 農地の被害状況（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真
 - ・ 公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認した書類等
 - ・ 近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できる書類（気象庁公表データ等）等
- ② 新たな生産技術の導入による場合：
- ・ 前年産と当年産の生産技術等の相違を確認できる書類（農作業日誌、会議資料や研究会資料、その他参考とした書類、農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等
- ③ 交付申請者の体調不良等の場合：
- ・ 通院等の診療レセプト、診断書、入院証明、死亡届等
- ☐ b 適切な生産が行われていたことが分かる書類
- ・ 農作業日誌、種子や肥料の購入伝票等
- ☐ c ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類
- ・ 農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等
- ☐ d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類
- ・ 改善指導通知の写し
 - ・ 改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等
 - ・ 改善に係る農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等
 - ・ 農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等
- ☐ e その他書類
- ※ a～d以外の理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考としてください。
- ・ a以外の要因による場合には、地域の基準単収を大きく下回った（収量が相当程度低くなった）理由を裏付ける根拠となる書類等
 - ・ 畑作物の直接支払交付金の対象作物において、農産物検査により格付理由が規格外となった数量が発生した場合には、農産物検査結果通知書の写し
 - ・ 農産物検査により加工用米及び米粉用米は3等以下、飼料用米は不合格が発生した場合には、農産物検査農産物検査結果通知書の写し
 - ・ 農産物検査によらない品質区分の確認により交付対象とならない数量が発生した場合には、品質区分の確認の結果を証明する資料の写し

・ 講じた改善措置を具体的に記入されているか
・ 同一の交付申請者において、3年以上連続して同一品目における理由書（自然災害又は気象の影響が要因であるものは除く）が提出された場合には改善指導を行う対象となっている（R7改正）

・ 添付書類をチェックリスト化
・ 申請者確認用のため提出は不要

注1: 本様式は、以下のいずれかの場合に作成してください。

- ・畑作物の直接支払交付金における面積払の交付決定を受けた農業者及び実施要綱Ⅳの第1の1の(2)の③のオの(オ)に該当する交付申請者で、数量払の交付申請数量の合計を面積払の交付対象面積（又は営農計画書に記載した生産予定面積）で除した単収が、地域の基準単収の2分の1に満たなかった場合
- ・実施要綱Ⅳの第2の1の(3)、2の(8)の①、3の(8)の①及び4の(2)に該当する交付申請者で、実施要綱Ⅳの第2の1の(9)、2の(8)の⑦、3の(8)の⑦及び4の(8)の規定に基づき、収量が相当程度低いと判断される場合。

なお、地域の基準単収の2分の1に満たなかった対象畑作物や収量が相当程度低くなった対象作物が複数ある場合は対象作物の種類ごとに作成してください。

注2: 地域の基準単収の2分の1(②)は小数点以下切り捨て、交付申請者の当年産の単収の項目(⑤)は小数点第一位を四捨五入で整理してください。

注3: 交付申請数量の項目(③)は、品質区分にかかわらず、数量払の全交付申請数量を記載、規格外数量及び規格外相当数量(数量払の対象外となった数量)がある場合には、その数量を記載してください。

(参考) 経営所得安定対策等実施要綱のⅣの第2の1の(5)の⑤

- ⑤ なお、対象作物の作付準備をしていたにもかかわらず、自然災害等により、作付けが困難となった農地について、以下アからウまでに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年産に限り本交付金の交付対象とすることができるものとします。

ア 作付けが困難となった農地で対象作物の作付準備をしていた交付申請者が、交付申請書及び営農計画書を地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出済みであること

イ 被災した農地又は道路が災害復旧事業（国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以下同じです。）の対象となり、他作物への転換を含めた作物の作付けが困難であることが確認できること

ウ 当該自然災害等の発生前に、耕起や種子消毒等の作付準備を行っていたと確認できること

- ① 「理由書（参考様式1）」の提出対象となった申請者（自然災害等によるものは除く）には、当年産の結果を踏まえた改善策を講ずるよう指導するとともに、翌年産における重点確認者として位置づけ、肥培管理状況等を確認。
- ② 重点確認者が、前年度と同じ内容の「理由書（参考様式1）」を提出してきた場合、作業日誌等により改善策を講じた事実が確認できなければ、面積払交付金は返還又は不交付となることに注意！

地域の基準単収の2分の1に満たなかった場合の理由書の考え方

本交付金の交付申請を行う農業者に対しては、交付申請の際に誓約する「経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項」（様式第1号別紙）の内容を十分に周知・徹底することとし、提出された理由書を審査し、低単収の合理的な理由がないと判断された場合は、

- ① 当該年産の面積払の交付金について、即時、交付金返還の措置が執られること
- ② 翌年度以降の面積払の交付金について、面積払の交付対象となることを確認した上で数量払交付申請書の提出後に交付決定を行うこと

について、農業者に十分に事前説明を行うとともに、理解を得ていただく必要があります。

理由書に添付する書類の具体例

a 地域の基準単収を大きく下回ることになった(収量が相当程度低くなった)要因を裏付ける書類	① 自然災害の場合 ◆ 農作物共済の支払書類等 ◆ 農作物の被害状況(撮影月日及び対象地番で生産された農作物であることを明確に把握できる写真 ◆ 農地の被害状況(撮影月日及び対象地番が把握できること)を明確に確認できる写真 ◆ 公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認した書類等 ◆ 近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できる書類(気象庁公表データ等)等 ② 新たな生産技術の導入による場合 ◆ 前年産と当年産の生産技術等の相違を確認できる書類 ・ 前年と当年の農作業日誌 ・ 会議資料や研修会資料 ・ その他参考とした書類 ・ 農業生産資材購入等の書類(見積書、精算書、領収書)等 ③ 交付申請者の体調不良等の場合 ◆ 通院等の診療レセプト ◆ 診断書 ◆ 入院証明 ◆ 死亡届 等
b 適切な生産が行われていたことが分かる書類	◆ 農作業日誌 ◆ 種子や肥料の購入伝票等
c ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類	◆ 農地に対策を施したこと(撮影月日及び対象地番が把握できること)を明確に確認できる写真や書類(施工図、見積書、精算書、領収書)等
d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類	◆ 改善指導通知の写し ◆ 改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等 ◆ 改善に係る農業生産資材購入等の書類(見積書、精算書、領収書)等 ◆ 農地に対策を施したこと(撮影月日及び対象地番が把握できること)を明確に確認できる写真や書類(施工図、見積書、精算書、領収書)等
e その他書類(a～d以外の理由書の根拠となる証拠書類の具体例(提出時の参考))	◆ a以外の要因による場合には、地域の基準単収を大きく下回った(収量が相当程度低くなった)理由を裏付ける根拠となる書類等 ◆ ゲタの対象作物において、農産物検査により格付け理由が規格外となった数量が発生した場合には、農産物検査結果通知表(写) ◆ 農産物検査により加工用米及び米粉用米は3等以下、飼料用米は不合格が発生した場合には、農産物検査結果通知表(写) ◆ 農産物検査によらない品質区分の確認により交付対象とならない数量が発生した場合には、品質区分の確認の結果を証明する資料の写し

地域の基準単収を大きく下回る可能性が高い交付申請者に対する改善指導文書（ゲタ_別紙参考様式第4号）の記入例及び留意事項

別紙参考様式第4号

令和〇年〇月〇日

交付申請者
〇〇 〇〇 殿

〇〇農政局地方参事官（〇〇）

令和〇年産の畑作物の直接支払交付金について
（改善指導）

令和〇年度経営所得安定対策等の交付申請書、地域の基準単収を大きく下回ったことの理由書等を精査した結果を踏まえ、令和〇年産においても同種の作物に対する経営所得安定対策等の交付申請をお考えである場合には、下記につき栽培管理の改善を行う必要があることをお伝えします。

なお、令和〇年産においても、引き続き地域の基準単収を大きく下回り、かつ、下記の改善指導を受けたにもかかわらず下記の改善措置がなされていないことが確認された場合、経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第1の1の（2）の③のカの（エ）のdに該当し、合理的な理由があると認められないことから、畑作物の直接支払交付金（面積払）等の交付対象とならないことをご通知いたします。

また、地域の基準単収を大きく下回ったことの理由については、別紙参考様式第26号（別添）の3に該当する場合、合理的な理由があると認められませんので御留意ください。

記

1. 地域における標準的な栽培時期に必要な農作業を行うこと（下表参照）。〇月以降に播種している場合は、適期の作業がなされていないものとみなします。
2. 対象畑作物（〇〇）以外の植物が、ほ場において対象畑作物（〇〇）よりも優勢になることのないように効果的な防除を行うこと。対象畑作物（〇〇）以外の植物が対象畑作物（〇〇）よりも優勢になっていることが確認された場合、必要な防除がなされていないものとみなします。
3. 湿害が発生しやすいほ場について、効果的な排水対策を行うこと。湿害の影響が軽減されていない場合、必要な対策が講じられていないものとみなします。
4. 過年度における改善事項等（交付申請者（農業者）に対する過去の改善事項等を記述してください。）
5. その他改善事項等（交付申請者（農業者）の栽培状況に合わせ、必要に応じ、個別に見直すべき栽培管理の改善事項等を記述してください。）

（参考）地域における標準的な栽培時期

都道府県	対象畑作物	播種期	収穫期
〇〇県	そば	6月上旬～中旬	9月上旬～中旬
〇〇県	大豆	7月下旬～8月上旬	9月下旬～10月中旬

（地域の普及組織等からの聞き取り）

◆ 同一の交付申請者において、3年以上連続して同一品目における理由書（自然災害又は気象の影響が要因であるものは除く）が提出された場合、原則、改善指導対象とする。

① 地域の基準単収を大きく下回る可能性が高い交付申請者等に対しては、左記様式により、翌年産以降の生産の改善に向けた指導を行う。

② 改善指導文書の発出に当たっては、同一の交付申請者に対する同一品目において、水田活用直接支払交付金における指導状況を確認し、本省穀物課経営安定対策室に対象者に関する情報共有（対象者リスト等）を行った上で、当該交付申請者が作付前の準備を十分にできる時期に発出（地域農業再生協議会等経由も可）するよう考慮するとともに、可能な限り対面又は電話等で説明する。

③ 畑作物の直接支払交付金及び水田活用直接支払交付金において、同一の交付申請者に対し、同一の品目における改善指導が該当した場合は、改善指導文書の重複を避けるよう調整の上、発出する。

改善指導文書発出の考え方（参考例）

※理由書提出の有無			1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
Aさん	ゲタ	小麦	無し	<u>有り</u>	<u>有り</u>	無し	<u>有り</u>	無し	無し
	水活		<u>有り</u>	<u>有り</u>	指導	無し	<u>有り</u>	<u>有り</u>	指導
Bさん	ゲタ	小麦	無し	<u>有り</u>	<u>有り</u>	<u>有り</u>	無し	無し	<u>有り</u>
		大豆	<u>有り</u>	無し	<u>有り</u>	<u>有り</u>	<u>有り</u>	無し	無し
	水活	小麦	無し	<u>有り</u>	<u>有り</u>	指導	無し	無し	<u>有り</u>
		大豆	<u>有り</u>	無し	<u>有り</u>	<u>有り</u>	指導	無し	無し
Cさん	ゲタ	そば	<u>有り</u>	無し	<u>有り</u>	<u>有り</u>	<u>有り</u>	指導	無し

2 ナラシ交付金

(1) 趣旨

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを生産する農業者（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して、収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するもので、交付申請者の当年産の収入の額が標準的な収入の額を下回った場合に、その減収額の9割を対象として、国費を財源とする交付金の交付とそれに伴い交付申請者が自ら積み立てている積立金の返納により補てん（国3：農業者1の割合）を行う。

※収入保険とナラシ対策、収入保険と農業共済は重複加入は不可

(2) 交付対象者

18、19ページを参照のこと。

(3) 交付対象作物

<米穀>

- ・ 農業者が事前に集出荷業者（JA等）と出荷契約を結んだもの等に限定。このため、加入申請時（令和7年6月30日まで）に、令和8年3月末までの事前契約数量等の報告が必要。
- ・ 農産物検査で3等以上に格付、または農産物検査によらない方法で数量が確認されたものが対象。
 - ※ 加工用米、新規需要米、種子用、自家消費用米は交付対象外。
 - ※ 令和4年産米から機械鑑定の結果通知書も数量確認に用いることが可能。

<米穀以外>

- ・ 生産予定面積（積立申出）の有無に関わらず、数量払（ゲタ）の交付対象数量がある対象作物については、交付対象。
 - ※ ナラシ対象作物について、収入保険に加入している構成員のいる集落営農は様式第10-1号Bに記載して提出。

(4) 確認書類

<積立申出時>

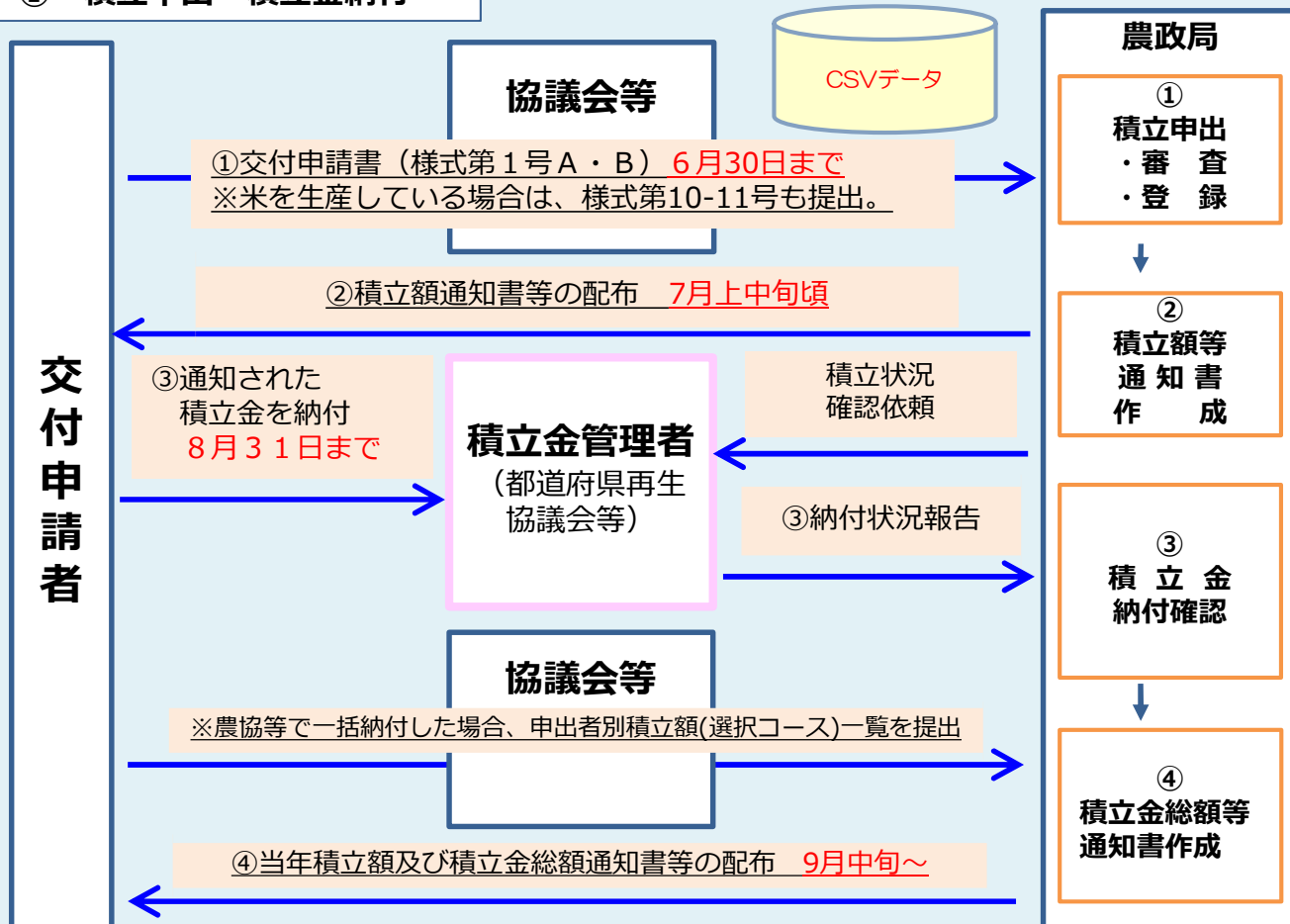
- 農業経営改善計画認定書
- 出荷・販売契約書（写）等 ※米穀のみ

<交付申請時> ※米穀のみ

- 生産実績数量に係る確認書類（33ページの要件を満たす書類）
 - ※ 書類確認における注意点は、61ページ参照
 - ※ 出荷・販売伝票等が複数枚ある場合、申請者は一覧表を作成し、出荷・販売伝票等と併せて提出。
- 更新後の契約数量を確認できる書類（積立申出時の契約数量を超過する場合）
- 3月31日までに取り交わした販売契約書（写）等売渡し数量が分かる書類（令和8年4月1日以降に販売を予定している場合）
- 一括申請の取組を行う生産出荷団体は、事務委託契約書の内容が分かる書類（契約書の雛形等）及び事務委託契約書を締結した農業者の一覧表

(5) ナラシ対策の流れ（令和7年産）

① 積立申出～積立金納付

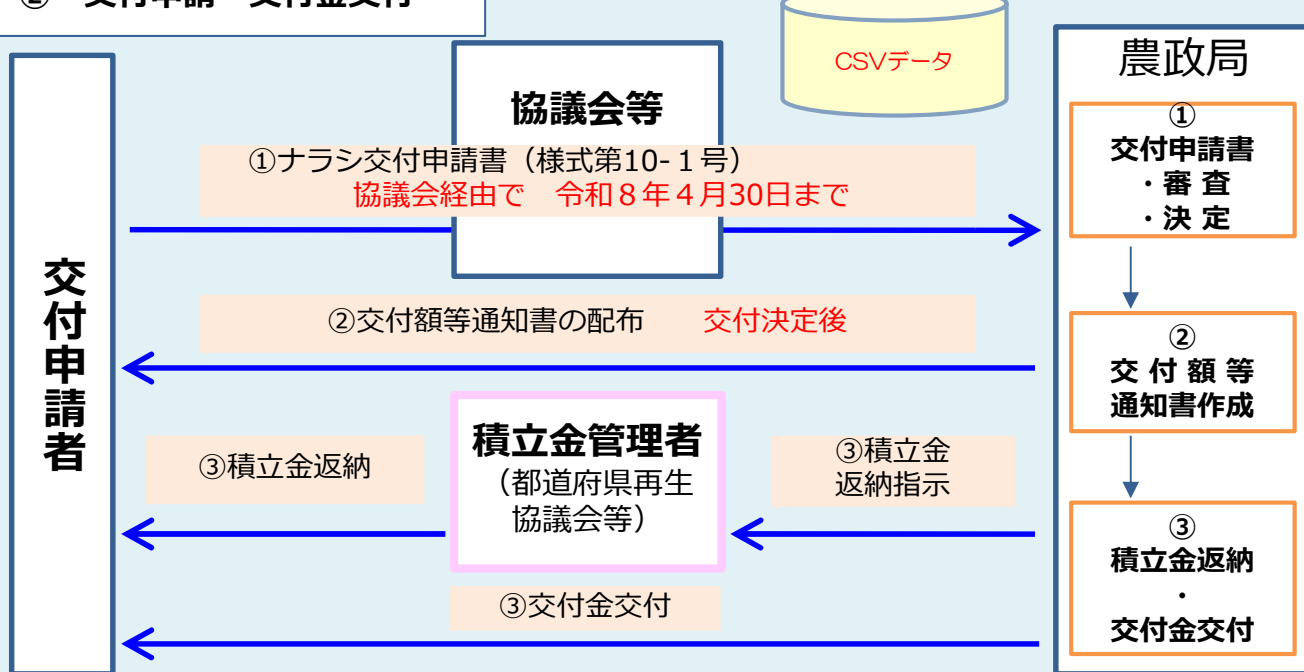


積立金の返納

積立金の残高保有者が「積立申出」又は、「通知された金額の納付」を行わなかった場合は、積立金残高の全額を返納。

※ 超過金がある場合は、超過金返納を行う。

② 交付申請～交付金交付



米の生産実績数量に係る確認書類

- ① 主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類
(販売伝票等)
- ② 1.70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類
(1.70mm以上のふるい目で調製したことが明記された販売伝票等)
- ③ 水分含有率16.0%※以下の米穀を販売したことが確認できる書類
(水分含有率16.0%以下であることが明記された販売伝票等)
※醸造用玄米は都道府県ごとに設定
- ④ 産地、品種※、産年が確認できる書類
(種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等)
※交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る

農産物検査を受検した場合

上記②～④の提出について、次のいずれかに該当する農産物検査結果通知書を提出する場合は省略可能

- ・ 3等以上に等級格付けされたもの
- ・ 機械鑑定(※)による場合、死米の測定値20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすもの

※機械鑑定は、水稻うるち玄米のみ

注) これらの確認書類は、**交付申請を行った年度の翌年度から5年間大切に保管**する必要があります。

確認書類の提出例 1 農産物検査で等級格付けされた米

- ・ ① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類 (販売伝票等)
- ・ 農産物検査結果通知書 (3等以上)

確認書類の提出例 2 農産物検査で機械鑑定した水稻うるち玄米

- ・ ① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類 (販売伝票等)
- ・ 農産物検査結果通知書 (死米の測定値20%以下、死米と砕粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすもの)

確認書類の提出例 3 農産物検査を受検しない米

- ・ ①～④の書類 (ただし、①～④の全部または一部が同一の書類に記載 (追記不可) されている場合は、当該書類をもって重複部分に係る書類の提出を省略することが可能)

米穀の出荷・販売契約数量等報告書（様式第10-11号）の記入例及び留意事項

様式第10-11号

7年産

収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書

農林水産大臣 殿

申請者 住所 ○県△市□町1-1
氏名 〔法人等にあつては、名称及び代表者の氏名〕

交付申請者管理コード

収入減少影響緩和交付金の積立て申出に当たり、6月末時点の米穀の契約数量及び計画数量を下記のとおり報告します。

1 農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託する米穀の契約数量

契約数量なしの場合はチェック ☐

地域等区分	出荷・販売先名	当年産の契約数量
○○	○○農協	2,000 kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg

数量ゼロ・空欄の契約数量
→ 原則、交付対象外

注）契約数量を確認できる書類（出荷契約書、販売契約書の写し等）を添付してください。

2 1以外の者に直接販売する米穀の販売計画数量

販売計画数量なしの場合はチェック ☐

地域等区分	販売先 下記から選択してください ①卸・小売、②中食・外食、 ③消費者、④その他	当年産の 販売計画数量	（参考） 前年産の 販売実績数量
○○	①	500 kg	600 kg
	②	200 kg	300 kg
		kg	kg
			900 kg
		kg	kg
		kg	kg
		kg	kg
合 計		kg	kg

数量ゼロ・空欄の販売計画数量
→ 交付対象外

注1）販売計画数量は、前年産の販売実績や経営規模の変動等を踏まえて記入してください。
注2）販売先として「④その他」を選択する場合は、（ ）を付して仕向先等を記入してください。（例：④（醸造所））
注3）当年産の販売計画数量及び前年産の販売実績数量は、それぞれ交付前年度の3月までの販売対象数量を記入してください。

地域等区分	当年産の 契約数量及び販売計画数量
	kg
	kg

交付申請書（様式第1号）と同一の住所・氏名

1. JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米穀

- 出荷・販売先名
 - ・出荷・販売契約を締結した集出荷業者名を記入
- 当年産の契約数量
 - ・出荷・販売先ごとに、**当年産の契約数量**（単位：kg）を記入
 - ・**出荷契約書、販売契約書の写し等**を添付（出荷・販売先から、別途一覧表で提出がある場合は添付不要）

2. 実需者等へ直接販売する米穀

- 販売先
 - ・該当する番号（①～④）を記入
 - ・「④その他」を選択する場合は、（ ）を付して仕向先を記入
【例】④（醸造所）
- 当年産の販売計画数量
 - ・販売先の区分ごとに、**翌年3月末までの販売予定数量**を記入
- 前年産の販売実績数量
 - ・販売先の区分ごとに、**生産翌年3月末までの販売実績数量**を記入
- 地域等区分ごとの合計数量を記入（R7改正）

○ **米穀を生産予定の農業者**は、「収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る米穀の出荷・販売契約数量等報告書（様式第10-11号）」を令和7年6月30日までに提出

※ 生産翌年3月末までの出荷・販売実績が、加入申請時（6月末）の契約・計画数量を超過する場合、以下が確認できればナラシの対象となる。（ただし、**数量ゼロ・空欄の契約数量、販売計画数量は対象外**）

1. JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米

原則、出荷・販売先ごとに、加入申請時（6月末）の契約数量が上限となる。

ただし、契約締結後に、豊作等により**契約者間で数量の上乗せ更新**を行い、そのことが**書面により確認**できる場合は、**更新後の数量が上限**となる。

2. 実需者等へ直接販売する米

実際の販売数量が対象となる。

ナラシ交付申請書（様式第10-1号）の記入例及び留意事項

様式第10-1号A

7 年産

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

農林水産大臣 殿

申請者 住所 〇県△市〇町1-1
氏名 〔法人等にあつては、名称及び代表者の氏名〕

交付申請者管理コード

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。なお、交付決定後の積立金残額の返納意向については、以下のとおりです。

☒ 交付決定後の積立金残額の全額について、その返納を申し出ます。

※返納を申し出る場合は、チェック欄に✓してください。

1 米穀

(1) 農産物検査3等相当以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	出荷・販売先	(積立申出時) 契約数量	生産実績数量 (出荷・販売実績数量)
〇〇	〇〇農協	2,000 kg	2,000 kg
			kg
			kg

(2) 農産物検査3等相当以上かつ、(1)以外の者に直接販売した数量

地域等区分	販売先 下記から選択してください ①卸・小売 ②外食・中食 ③消費者 ④その他	(積立申出時) 販売計画数量	生産実績数量 (販売実績数量)
〇〇	①	500 kg	500 kg
〇〇	②	300 kg	300 kg
			kg
			kg

(3) 合計((1)+(2))

地域等区分	生産実績数量
〇〇	2,700 kg
	kg

(注意事項)

- 米穀の生産実績数量の記入に当たっては、種子用に供される米穀、用途限定米穀及び自家消費用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。
- 1の(1)の出荷・販売先別の生産実績数量(出荷・販売実績数量)が、積立申出時の契約数量を超過する場合は、更新後の契約数量を確認できる書類を併せて提出してください。更新後の契約数量が確認できない場合は、積立申出時の契約数量が生産実績数量となります。

2 畑作物

・北海道・収入保険に加入している構成員のいる集落営農 ⇒ 内訳を裏面に記載します

・上記以外 ⇒ 畑作物の直接支払交付金における数量別の交付申請書に記載した品目ごとの品質区分別生産量の合計を、収入減少影響緩和交付金における生産実績数量として申請します(裏面は省略します)。

申請年月日は

令和8年4月1日～4月30日までの間

交付申請書（様式第1号）と同一の住所・氏名

従来、別紙参考様式第9号で別途申請していた手続きを簡素化し様式を統合
返納を申し出る時はチェック

(1)の生産実績数量が積立申出時の契約数量を超過する場合は、更新後の契約数量を確認できる書類を提出
※ 注意事項を参照

加工用米、新規需要米、種子用に供される米穀及び自家消費用米を除く生産実績数量を確認
※ 注意事項を参照

ゲタの数量別の品質区分別生産量を使用するため、畑作物の生産実績数量の記入は不要

様式第10-1号B

(北海道・収入保険に加入している構成員のいる集落営農に該当する場合)

畑作物

対象作物	地域等区分	生産実績数量
春期には種する小麦	〇〇〇	3,000 kg
てん菜	〇〇〇	5,000 kg
でん粉原料用ばれいしょ	〇〇〇	7,000 kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg

(注意事項)

- 収入減少影響緩和交付金の対象作物について収入保険に加入している構成員のいる集落営農にあつては、米穀及び畑作物のいずれも、対象作物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量から、当該構成員の分を除いた生産実績数量を報告してください。
- 米穀及び畑作物のいずれも、対象作物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください(畑作物の直接支払交付金における数量別の交付申請書(以下「数量別」といいます。))の交付申請数量と同じ数量の場合は、添付する必要はありません。また、集落営農であつてその構成員に収入減少影響緩和交付金の対象作物について収入保険に加入している者がいる場合にあつては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。
- 生産予定面積の申出の有無に関わらず、数量別の交付対象数量がある対象作物については、生産実績数量として交付対象となりますので、当該対象作物に係る生産実績数量を全て報告してください。

・北海道・収入保険に加入している構成員のいる集落営農は記載

・ゲタの数量別の品質区分別生産量を使用するため、畑作物の生産実績数量の記入は不要(北海道以外)

・てん菜、でん粉原料用ばれいしょは、生産数量に1月末頃公表される交付対象数量を乗じた数量を記入(北海道のみ)

・収入保険に加入している構成員のいる集落営農は対象作物毎、地域等区分毎の生産実績数量から当該構成員の分を除いた生産実績数量を記入

・生産予定面積の有無に関わらず、数量別の交付対象数量がある対象作物は、当該対象作物に係る生産実績数量を全て記入

訂正する場合の留意事項については、**15ページ**参照

3 水田活用直接支払交付金

(1) メニューの総括表

	分類	対象品目	交付対象要件等	農業者等の提出書類
戦略作物助成	麦	小麦 二条大麦 六条大麦 はだか麦	・需要者等と必要な出荷・販売契約等の締結を受けることを基本とする。 ・自家加工の場合は自家加工販売計画を作成していること。 ・直売所において販売する場合は、直売所との取引契約又は直売所販売計画書を作成していること。	【農政局への提出書類】 ・契約関係書類（写） ・自家加工の場合、「自家加工販売計画書」様式第9-2号 ・直売所での販売の場合、「自家加工販売計画書」を参考にした「直売所販売計画書」 ・出荷伝票（写） ・「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」様式第11-1号
	大豆	大豆	・需要者等と必要な出荷・販売契約等の締結を受けることを基本とする。 ・自家加工の場合は自家加工販売計画を作成していること。 ・直売所において販売する場合は、直売所との取引契約又は直売所販売計画書を作成していること。	【農政局への提出書類】 ・契約関係書類（写） ・自家加工の場合、「自家加工販売計画書」様式第9-2号 ・直売所での販売の場合、「自家加工販売計画書」を参考にした「直売所販売計画書」 ・出荷伝票（写） ・「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」様式第11-1号
	飼料作物	子実用とうもろこし、 牧草（※）等 （※）牧草については、 <u>は種から収穫まで</u> 行うものと <u>収穫のみ</u> 行うものと交付単価が異なります。	・需要者との利用供給協定を締結していること。 ・自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること及び自家加工販売記録（参考様式3）を作成・保管していること。	【農政局への提出書類】 ・利用供給協定書（写） ・自家利用計画書 ・出荷伝票（写） ・「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」様式第11-1号（牧草の場合） ・は種記録表（種子購入伝票や作業日誌等）又は「飼料作物（牧草）に係るは種実施報告書」参考様式5
	新規需要米	米粉用米	・「加工用米等取組計画書」を農政局長等に届出し、計画が受理されていること。 ・農産物検査等を受けない場合の交付単価は、55,000円/10a ・過去実績から標準単収以上の収量が確実だったと認められる者には、自然災害等の場合でも、特例措置として標準単価（80,000円/10a）（一般品種は70,000円/10a）で支援	【農政局への提出書類】 ・「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」様式第11-1号 ・加工用米等取組計画書届出時の必要書類 ①加工用米等取組計画書、②新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表、③適正流通に関する誓約書（需要者、委託先のとう精業者、自家利用者等）
		飼料用米	・「加工用米等取組計画書」を農政局長等に届出し、計画が受理されていること。 ・協議会は通常の現地確認の他、ラッピング等によりサイレーシされたことを確認すること。	
		WCS用稲	・「加工用米等取組計画書」を農政局長等に届出し、計画が受理されていること。 ・協議会は通常の現地確認の他、ラッピング等によりサイレーシされたことを確認すること。	
		飼料作物としての青刈り稲	・需要者との利用供給協定を締結していること。 ・自らの畜産経営に供する目的の場合は自家利用計画を策定していること。 ・「加工用米等取組計画書」を農政局長等に届出し、計画が受理されていること。 ・適切な時期に現地確認を実施すること。	

	分類	対象品目	交付対象要件等	農業者等の提出書類					
戦略作物助成	加工用米	多収品種、一般品種 どちらでも可	・「加工用米等取組計画書」を農政局長等に届出し、計画が受理されていること又は農協等と加工用米出荷契約を締結していること。 ・農産物検査3等以上であること。ただし、農産物検査を受検しない場合は、 ①1.70mm以上のふるい目幅で調製されたこと。 ②水分含有率が16%以下であることが客観的に確認できることが要件となります。	【農政局への提出書類】 ・加工用米等取組計画書（関連書類含む） （加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表の場合は農協等が提出） ・加工用米生産集出荷数量一覧表 ・加工用米売渡実績報告書（年度ごと） ・「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」様式第11-1号					
産地交付金	産地交付金	・地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の裁量で二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組等を支援。 ・国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や協議会が助成内容（交付対象作物・取組・単価等）を設定できる。 ・地域の取組に応じた追加配分（下表参照）を行う。 <table><tr><th>取組内容</th><th>配分単価</th></tr><tr><td>そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）</td><td>2万円/10a</td></tr><tr><td>新市場開拓用米の複数年契約※ （3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分）</td><td>1万円/10a</td></tr></table> ※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象	取組内容	配分単価	そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a	新市場開拓用米の複数年契約※ （3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分）	1万円/10a	【農政局への提出書類】 ・利用供給協定書（写） ・自家利用計画書 ・出荷伝票（写） ・「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」様式第11-1号
取組内容	配分単価								
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a								
新市場開拓用米の複数年契約※ （3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分）	1万円/10a								

（参考）水田収益力強化ビジョンの内容

- 取組方針
 - ・ 作付の現状、地域が抱える課題
 - ・ 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標
 - ・ 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標
 - ・ 作物ごとの生産の取組方針（作物ごとの作付面積の目標、生産拡大に向けて導入する新しい技術、販売先との連携、活用施策など）
 - ・ 作物ごとの3年以内の作付予定面積等
 - ・ 目標は、目標年度（支援設定から3年以内）の目標（作付面積、生産量等）
- 産地交付金の活用方針、活用方法の明細等
 - ・ 課題、支援対象となる品目、支援単価、具体的な要件
 - ・ 各使途ごとの3年以内の目標（課題の達成状況が評価可能な定量的な目標）等

都道府県段階及び地域段階の協議会での検討を経て作成の上、**6月2日まで**に都道府県から国に提出

各都道府県・地域における産地交付金による助成内容（対象作物・単価・要件等）の概要を含め、各都道府県・地域の水田収益力強化ビジョンを公表

畑地化促進助成

要件・提出書類等

分類		対象品目	交付対象要件等	農業者等の提出書類
畑地化促進助成	畑地化支援	高収益作物 (105,000円/10a) 畑作物 (105,000円/10a) ※高収益作物：野菜、花き・花木、果樹、その他地方農政局長が認めるもの	・交付対象となる農地がおおむね団地化された畑地を形成し得ることを地域農業再生協議会に確認していること。 ・5年以上継続して高収益作物（畑作物）を生産・販売すること。	【農政局への提出書類】 (共通) ・出荷伝票（写） ・「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」様式第11-1号 (高収益作物畑地化支援・その他畑地化支援) ・「畑地化支援による交付対象農地からの除外農地一覧」水_別紙様式4号 (子実用とうもろこし支援) ・利用供給協定書（写） ・自家利用計画書
	高収益作物定着促進支援	販売を目的とした高収益作物※ ※高収益作物：野菜、花き・花木、果樹、その他地方農政局長が認めるもの	・5年以上継続して高収益作物を生産・販売すること。	
	畑作物定着促進支援	販売を目的とした畑作物（高収益作物以外）※ ※麦、大豆、飼料作物、そば・なたね、その他作物	・5年以上継続して畑作物を生産・販売すること。	
	子実用とうもろこし支援	子実用とうもろこし	・水田農業高収益化推進計画の承認を受けていること。 ・その他、戦略作物助成に準ずる。	

コメ新市場開拓等促進事業

要件・提出書類等

分類		対象品目	交付対象要件等	農業者等の提出書類
コメ新市場開拓等促進事業	新規需要米	新市場開拓用米	多収品種、一般品種 どちらでも可 40,000円/10a	【農政局への提出書類】 ・戦略作物助成と同様の書類 ・都道府県取組計画書 様式第13-2号（産地・実需協働プラン 様式第13-1号も添付） ・都道府県事業実施状況報告書 様式第13-7号（産地・実需協働プランに係る実施状況報告書 様式第13-6号も添付）
	新規需要米	米粉用米	パン・麺専用品種 90,000円/10a	
	加工用米	多収品種、一般品種 どちらでも可 30,000円/10a	・産地・実需協働プランに参画する農業者であること ・農業者又は農業者と出荷契約を締結する集出荷業者等が、実需者と販売契約を締結すること（又は出荷契約・販売契約を締結する計画を有していること） ・低コスト生産等の取組のうち3つ以上の取組を行うこと ・「加工用米等取組計画書」を農政局長等に提出し、計画が受理されていること	

畑作物産地形成促進事業

要件・提出書類等

	分類	対象品目	交付対象要件等	農業者等の提出書類
畑作物産地形成促進事業	麦	新市場開拓向け又は加工向けの小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦 40,000円/10a	・産地・実需協働プランに参画する農業者であること ・農業者又は農業者と出荷契約を締結する集出荷業者等が、実需者と販売契約を締結すること（又は出荷契約・販売契約を締結する計画を有していること） ・低コスト生産等の取組のうち3つ以上の取組を行うこと	【農政局への提出書類】 ・戦略作物助成、産地交付金と同様の書類 ・都道府県取組計画書 様式第14-2号（産地・実需協働プラン 様式第14-1号も添付） ・都道府県事業実施状況報告書 様式第14-7号（産地・実需協働プランに係る実施状況報告書 様式第14-6号も添付）
	大豆	新市場開拓向け又は加工向けの大豆 40,000円/10a		
	高収益作物	新市場開拓向け又は加工・業務用向けの高収益作物（事業年度における産地交付金において地域協議会又はその地域協議会が所在する都道府県が支援対象とする品目に限る） 40,000円/10a		
	子実用とうもろこし	用途限定無し 40,000円/10a		

畑地化促進事業

要件・提出書類等

	分類	対象品目	交付対象要件等	農業者等の提出書類
畑地化支援・定着促進支援	畑地化支援	・高収益作物（野菜、果樹、花き等）10.5万円/10a ・畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草）、子実用とうもろこし、そば等）10.5万円/10a	・交付対象となる農地がおおむね団地化された畑地を形成し得ることを地域農業再生協議会に確認していること。 ・5年以上継続して高収益作物（畑作物）を生産・販売すること。	【農政局への提出書類】（共通） ・出荷・販売契約書（写） ・販売伝票（写） ・「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」 様式第11-1号
	定着促進支援 ※は加工・業務用野菜の場合	・高収益作物（野菜、果樹、花き等）2（3※）万円/10a×5年間または10（15※）万円/10a一括 ・畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草）、子実用とうもろこし、そば等）2万円/10a×5年間または10万円/10a一括	・5年以上継続して高収益作物を生産・販売すること。 ・5年以上継続して一般作物又は高収益作物を生産・販売すること。	（高収益作物畑地化支援・その他畑地化支援） ・「畑地化支援による交付対象農地からの除外農地一覧」 水_別紙様式第4号 ・「飼料作物（牧草）に係るは種実施報告書」 参考様式5 （子実用とうもろこし支援） ・利用供給協定書（写） ・自家利用計画書

産地づくり体制構築等支援

- ① 産地づくりに向けた体制構築支援：畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やBLの体制構築等のための調整に要する経費 → 定額 1 協議会当たり上限300万円
- ② 土地改良区決済金等支援：畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴う土地改良区の地区除外決済金 → 定額 上限25万円/10a

(2) 趣旨

水田で麦、大豆、飼料作物、米粉用米等の戦略作物の本作化、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、畑地化による高収益作物等の定着を行う農業者に対して交付金を直接交付し、食料自給率・自給力の向上を図る。

(3) 交付対象者

販売農家

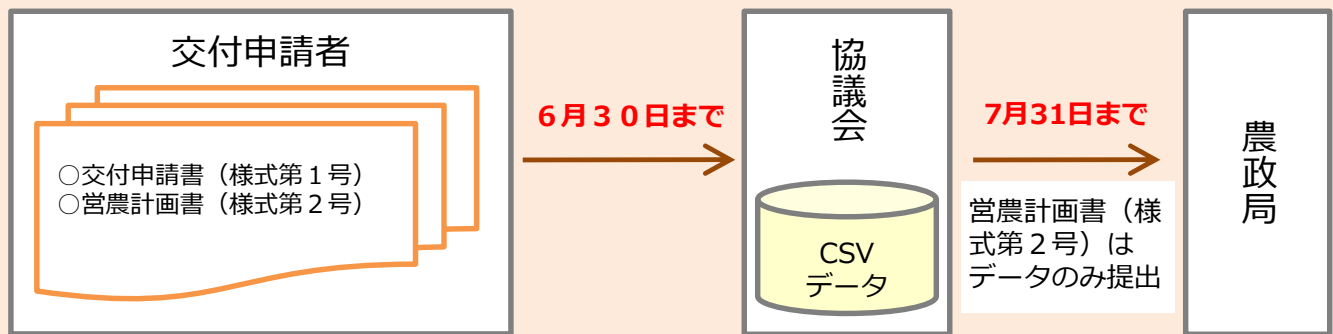
- 対象作物の販売実績がある者

集落営農

- 複数の販売農家で構成される農作業受託組織であって、組織の規約及び代表者を定め、かつ、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っているもの

(4) 交付申請手続等

水田活用直接支払交付金の交付申請者は、交付申請書（様式第1号）及び営農計画書（様式第2号）を令和7年6月30日までに協議会に提出。



(5) 作付面積の確認等

協議会は、交付申請者の営農計画書（様式第2号）に基づき、対象作物に係る作付面積、作付状況、交付対象となる取組の実施状況を確認。

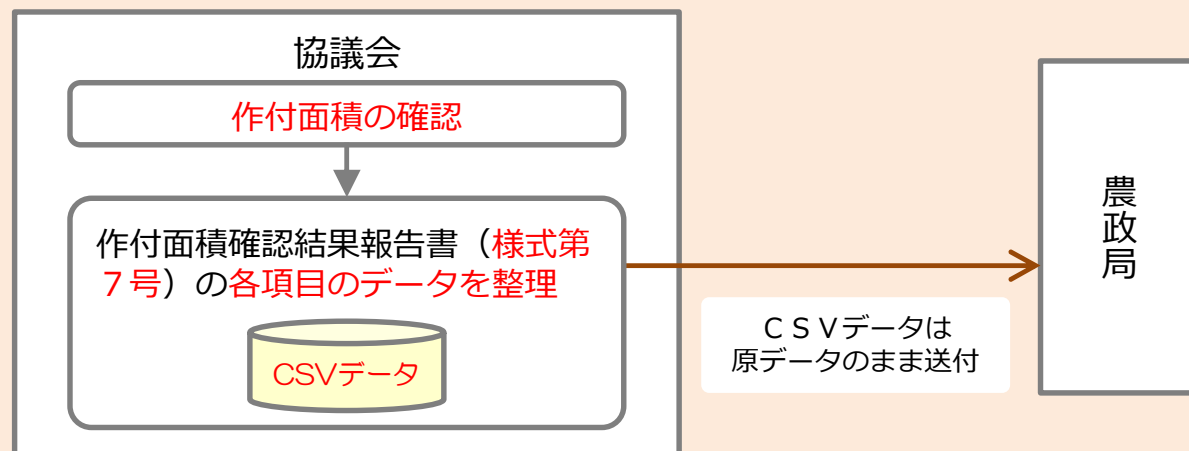
【確認方法】

- 農業共済組合等から、農作物共済引受面積等の情報提供を受けて行うことを基本とし、それによる確認ができない場合には現地確認を行う。
- 令和7年10月31日までに作付面積等の確認ができない作物がある場合は、農政局と協議のうえ、交付申請者の一定程度を抽出して現地確認を行う事も可能。
- 飼料作物（牧草）については、は種の実施に係る確認として交付申請者からは種記録（種子購入伝票や作業日誌等）又は「飼料作物（牧草）に係るは種実施報告書」（参考様式5）の提出を受ける。



協議会は、確認結果を取りまとめて、原則として「**水田活用直接支払交付金の作付面積確認結果報告書**」（様式第7号）の**各項目の基礎データ（CSV）**を農政局に報告。

- ※ 上記データは、原データのまま送付。
なお、内容を確認する場合は、コピー保存により対応。
- ※ R7改正により、様式名称を変更、様式自体の提出は不要となった。



報告期日

対象作物（水田活用の直接支払交付金）の作付面積の確認（生産年の10月31日まで）が終わり次第報告。

※ 農政局と協議の上、提出日を決定する。

飼料作物（牧草）に係るは種実施報告書（参考様式5）の記入例

営農計画書（様式第2号）と同一の番号・地番

は種を行っていない牧草
作付農地も記載する

交付申請書（様式第1号）と同一の住所・氏名

〇〇地域農業再生協議会長 殿

飼料作物(牧草)に係るは種実施報告書

交付申請者 住所: さいたま市中央区新都心2-1
氏名: 関東 太郎
交付申請者管理コード: 012345678901234567

【1. は種実施記録】

農地の番号※1 耕地番号	分筆番号	地名・地番、 大字、字、 集落地番 ※1	商品名及び草種名 ※2	作付面積	は種面積	は種量 (kg)	10aあたり は種量 (kg/10a) ※3	は種年月日	備考
1	1	〇〇-1	水田1号(チモシー)	20 ^a 10 ^m	20 ^a 10 ^m	4	2.0	令和3年7月5日	
1	2	〇〇-2	水田1号(チモシー)	30 ^a 0 ^m	0 ^a 0 ^m		-		
2	1	△△-1	水活地力 (イタリアンライグラス)・ 産地地力(ギニアグラス)	40 ^a 0 ^m	40 ^a 0 ^m	17	4.3	令和3年9月1日	
3	1	□□-1	産地地力(ギニアグラス)	50 ^a 0 ^m	40 ^a 0 ^m	8	2.0	令和3年9月1日	
				0 ^a 0 ^m	0 ^a 0 ^m		-		
				0 ^a 0 ^m	0 ^a 0 ^m		-		

【2. 種子購入記録】

購入日	購入先	商品名及び草種名 ※2	種子購入量 (kg)	備考
令和〇年〇月〇日	〇〇株式会社	水田1号(チモシー)	5	
令和△年△月△日	△△株式会社	水活地力 (イタリアンライグラス)	10	
令和□年□月□日	□□農協	産地地力 (ギニアグラス)	20	

【3. 作付面積】

	作付面積計 (a)
飼料作物(牧草)	140
うち、は種	100
うち、は種以外	40

購入した作物の商品名
と草種名を記入

適正は種量に満たない
交付対象面積
↓
作付面積
×
実は種量／適正は種量

注 は種の実施が客観的に確認できる書類(種子購入伝票や作業日誌等)については、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管してください。

※1 農地の番号、地番は営農計画書と一致するように記入してください。また、は種を行っていない牧草作付農地についても記入してください。

※2 各種苗会社等から購入した作物の商品名及び草種名を記入してください。

※3 地域農業再生協議会は、は種量が適切かどうか確認してください。

飼料作物（牧草）に係るは種実施報告書（参考様式5）の留意事項

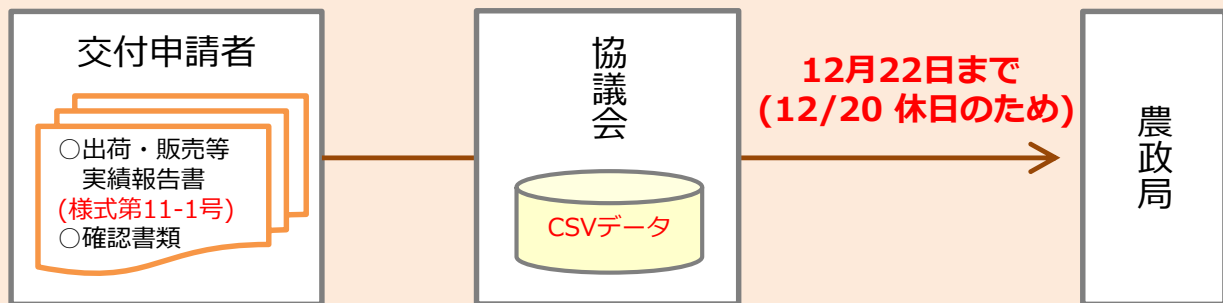
戦略作物助成の対象作物である飼料作物のうち牧草については、当年産において「は種から収穫までを行うもの」と「は種を行わず収穫を行うもの」で交付単価が異なることから、地域農業再生協議会は、は種の実施に係る確認として、交付申請者からは種記録（種子購入伝票や作業日誌等）又は「飼料作物（牧草）に係るは種実施報告書」（参考様式5）の提出を受け確認を行う。

※ 地域農業再生協議会は、は種量が適切かどうか確認すること。

※ は種記録（種子購入伝票や作業日誌等）又は参考様式5は交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管すること。

（6）出荷・販売の実績報告等

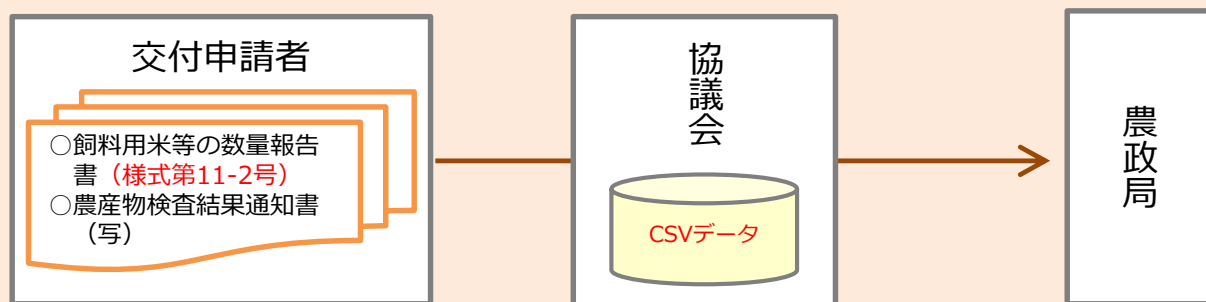
- ① 水田活用直接支払交付金の交付申請者は、「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書」（様式第11-1号）（以下「出荷・販売等実績報告書（様式第11-1号）」という。）と確認書類を協議会へ提出、協議会は基礎データを添えて令和7年12月22日までに農政局に提出。



【確認書類】

- 対象作物ごとの当年産の出荷・販売契約書(写)、販売伝票(写)
- ※ 対象作物について畑作物の直接支払交付金で提出済みの場合、提出の省略可
- 対象作物について、自家加工や直売所での販売のみの場合は、「水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式2）

- ② 飼料用米、米粉用米の数量払の交付申請者は、「〇年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」様式第11-2号（以下「飼料用米等の数量報告書（様式第11-2号）」という。）を作成し、農産物検査結果通知書(写)又は当該数量を確認できる書類を添付をして令和8年1月31日までに協議会に提出。



出荷・販売等実績報告書（様式第11-1号）の 記入例及び留意事項

表面	
様式第11-1号	
水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書	
〇〇地方農政局長 殿 （北海道農政事務所長 内閣府沖縄総合事務局長）	年 月 日
報告（誓約）者 住所 氏名	12月22日までの提出期限内 の日付けであること
交付申請者管理コード	
経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第2の1の（4）の②、Ⅳの第2の2の（8）の⑥のイ、Ⅳの第2の3の（8）の⑥のイ及びⅣの第2の4の（3）の②の規定に基づき、下記のとおり、出荷・販売状況が分かる書類を提出します。	
記	
1 対象作物ごとの出荷・販売状況が分かる提出書類 裏面のチェックリスト中、「今回提出」としたのものについては、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを添付して報告します。 「来年の6月30日までに提出」としたのものについては、申告どおり、対象作物ごとに、当年産の出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等のうちの一つを提出することを誓約します。	
2 交付金の返還 正当な理由なく1で申告した時期までに出荷・販売状況が分かる書類を提出しない場合、又は虚偽の報告をした場合には、その作物に係る交付金を返還します。	12月22日までに販売伝票等（写）が提出できない場合、翌年6月30日までに提出（提出が無い場合は、交付金の返還）

裏面のチェックリストで「今回提出」とした対象作物については、必ず**当年産の出荷・販売契約書の写し又は販売伝票等の写し**が添付されていることを確認。また、12月22日までに提出できない作物のため「来年の6月30日までに提出」としたものは、申請者から提出され次第、農政局に提出。

※ **添付する販売伝票等の写しは、対象作物ごとに1枚で可**（麦は複数麦種が該当する場合も1枚で可とし、**産地交付金は単価グループ内の1作物1枚で可**）。

出荷・販売等実績報告書（様式第11-1号）の 記入例及び留意事項（続き）

裏面（戦略作物関連）

【チェックリスト】

対象作物名	出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等の提出方法
☒ 麦	☐ 畑作物の直接支払交付金で提出 ☒ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☒ 大豆	☒ 畑作物の直接支払交付金で提出 ☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☐ そば	☐ 畑作物の直接支払交付金で提出 ☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☐ なたね	☐ 畑作物の直接支払交付金で提出 ☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☐ 米粉用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☐ 飼料用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☐ WCS用稲	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☐ 加工用米	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☐ 新市場開拓用米 (産地交付金)	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に規定される生産集出荷数量一覧表で本年の12月20日までに提出
☒ 飼料作物	☒ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出
☐ 地域振興作物 (産地交付金、水田 農業高収益化推進助 成、畑地化促進助成 、畑作物産地形成促 進事業及び畑地化促 進事業)	☐ 畑作物の直接支払交付金で提出 ☐ 今回提出 ☐ 来年の6月30日までに提出

・チェック漏れ、不要な
チェック等が無いこと

・「今回提出」に✓点がある
対象作物の販売伝票等の写
しが添付されていること

※ チェックがない対象作物
には交付金は交付されないの
で要注意！

ゲタ（数量払）の申請時に、
販売伝票等（写）を提出する
（した）場合は添付不要

別途、「生産集出荷数量一覧
表」で確認するため、販売伝
票等（写）は添付不要

飼料作物については、
・利用供給協定書（写）又は
その受領書（写）
・自家利用の場合は、自家加
工販売記録（参考様式3）を
作成・保管

・複数の対象作物があり、販
売時期が異なる場合等は、該
当するすべての欄に✓点を記入
・システム入力は、販売時期
が最も遅い対象作物を選択

- ① 添付する販売伝票等については、作物名、販売数量及び販売金額が記入されているものとする。 → （61ページ参照）
- ② 訂正がある場合、訂正箇所にも二重線を引き、訂正後の内容を訂正箇所の見やすい部分に記入（修正液等での訂正は不可）。
- ③ 本様式については、訂正印は不要。

水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売 (直売所等での販売) 実績報告書 (参考様式2) の記入例及び留意事項

参考様式2

○年 ○月 ○日

12月22日を目安に提出
※ 提出できない場合は、
翌年6月30日まで

水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売
(直売所等での販売) 実績報告書

自家加工農業者(販売農業者)

住 所 ○県△市□町1-1

氏 名 農林 太郎

交付申請書(様式第1
号)と同一の住所・氏
名

1 原料農産物使用実績(対象農産物のうち該当するものを記載)

(単位: kg)

原料農産物名	年間使用量	左記のうち自ら生産したもの
小麦	200	200

本年度収穫した農作物
で、自家加工又は直売
等の販売(予定)の数
量を記入

(注) 地域振興作物(産地交付金)については、各単価グループごとに最低一農産物記入してください。

また、高収益作物定着促進支援の対象作物については、品目毎に記入してください。

2 商品の加工販売実績(直売所での販売実績)

(単位: kg)

商 品	商品の販売形態	商品の主な販売先	年間販売(予定)数量
小麦粉	直売所	道の駅○○ ○県○○市△△1-2-3 012-345-6789	120
合 計			120

直売所等での販売の場
合は、直売所等の名称、
所在地、連絡先を記入

(注1) 「商品」には、対象作物に係る各単価グループの商品ごとに最低一実績記入してください。

(注2) 「商品の販売形態」には、自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等の販売形態を記入してください。

(注3) 「商品の主な販売先」には、一般消費者、卸・小売店、スーパー等の販売先を記入してください(直売所等での販売の場合は、直売所等の名称、所在地、連絡先を記入してください。)

交付申請者管理コード

地域協議会等管理コード

- ① 対象作物を自家加工や直売所等の販売のみに供する場合に作成・提出。
- ② 自家加工せず、直売所等に販売している場合で、販売伝票等が発行される場合は、本様式ではなく販売伝票等を提出。
- ③ 自家加工しない場合で、本様式を提出するのは、直売所等に間借りしている場合などで、対象作物の販売伝票の発行が不可能な場合のみに限る。

「7年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」（様式第11-2号）の記入例及び留意事項

様式第11-2号

地域農業再生協議会の代表者
地方農政局長
北海道農政事務局長
内閣府沖縄総合事務局長

記

認定方針作成者
農業者
住所
氏名
電話

1月31日までに報告

「〇年産加工用米等生産出荷数量一覧表」及び「水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書」

需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）別紙1の第7の2の（2）の規定に基づく加工用米等米生産出荷数量及び水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の取組数量について、以下のとおり報告します。

農業者名等		生産出荷数量報告																	
氏名又は名称	農業者コード	種類	品種	多収	当初出荷契約等数量 (玄米kg) ① ※1	単収 (kg/10a) ② ※1	生産面積 (㎡) ③ ※1	管理方式	販売契約における態様 補正率 ④	出荷契約数量及び販売契約数量の変更 ※2			変更後出荷契約等数量 (玄米kg) ⑧ ※3	うち、多収品種等を種子用として自家採取した場合の数量 (玄米kg) ⑨ ※4	出荷(売渡)数量 (玄米kg) ⑩	調整理由 (⑧との差が生じている理由)	WCSのロールサイズ等 ⑪ ※5	稲わらの利用状況 ⑫ ※6	
										A: 作柄変動が生じた場合	B: 自然災害により減収								C: 区分管理方式の場合 収量 (玄米kg) ⑦
											全ての水稲作付面積 (㎡) ⑤	減収量 (kg) ⑥							
※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
計	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—						

数量報告書の提出にあたっては、合計収量に加え、ふるい上、ふるい下両方の数量を記載してください。

水田活用の直接支払交付金に係る数量報告									
数量の確認方法 ※7		適合品位に相当する数量 (実kg) ⑬ ※8	うち、ふるい上の数量 (飼料用米のみ) (玄米kg) ※9	うち、ふるい下の数量 (飼料用米のみ) (玄米kg) ※9	算出に用いた値の根拠	主食用米の出荷及び生産状況 ※10			
農産物検査を受検して確認	農産物検査によらない方法で確認					出荷数量 (玄米kg)	生産面積 (㎡)		
	なし				☐ 1.70mm以上のふるいを使用 ☐ 農林水産統計による公表値を使用				
					☐ 1.70mm以上のふるいを使用 ☐ 農林水産統計による公表値を使用				

数量の確認状況は、「農産物検査を受検して

数量の確認状況は、「農産物検査を受検して確認」「農産物検査によらない方法で確認」「なし」のいずれかに○が付いていること

主食用米の生産面積は、営農計画書における主食用米の作付面積を記入

- ① 飼料用米、米粉用米の数量は、**数量交付申請者が作成**。
(認定方針作成者や特認団体が作成し提出することも可とします。)
- ② 農産物検査結果通知書等の写しを添付。
- ③ 各項目の生産面積については、**受理された加工用米等取組計画書及び営農計画書を確認して記入**。

※ 令和5年度からは、収量の申請項目を1.70mmのふるい上と下に分けた上で、標準単収と同様に、ふるい上の収量を用いて数量払いの単価を計算します。
 ※ 飼料用米をふるいにかけていない農業者が、実際にふるいにかけていただく必要はありません。ふるいにかけない場合は、地域ごとの1.70mmふるい下の発生率を用いて、ふるい上、ふるい下米の収量を計算することができます。

基準単収を大きく下回ったこと（参考様式1）の記入例及び留意事項

ゲタ・水活共通様式（R7改正） 参考様式6は参考様式1統合したため削除

交付申請者から理由書及び証拠書類が提出された場合

令和 年 月 日

地域の基準単収を大きく下回ったこと（収量が相当程度低くなったこと）の理由書

交付申請書（様式第1号）と同一の住所・氏名となっているか

交付申請者

住所
氏名
交付申請者管理コード

1. 対象作物（該当するものに✓（チェック）を付けてください。）

対象作物にチェック

対象作物名	地域の基準単収 ①	地域の基準単収の2分の1 ②=①÷2	数量払の交付申請数量 ③	面積払の交付対象面積 （又は生産予定面積） ④	交付申請者の当年産の単収 ⑤=③÷④	規格外数量及び規格外相当数量の合計
	kg/10a	kg/10a	kg	m ²	kg/10a	kg

※ 対象作物が複数ある場合は、対象作物ごとに作成されているか。

※ 畑作物の直接支払交付金を申請せず、水田活用の直接支払交付金にのみ申請している場合は、「数量払の交付申請数量」は「交付対象数量」、「面積払の交付対象面積」は「作付面積」と読み替えてください。

対象作物にチェックが付され、⑥～⑭の記入、その内容に誤りはないか。

対象作物名	実需者への出荷数量 ⑥	当初契約数量 ⑦	⑧=⑥/⑦
☒ 新市場開拓用米	kg	kg	
☐ 加工用米	kg	kg	

対象作物名	10a当たり収量 ⑨	標準単収値 ⑩	⑪=⑨-⑩
☐ 飼料用米（生もみ除く）	kg/10a	kg/10a	kg/10a
☐ 米粉用米	kg/10a	kg/10a	kg/10a

対象作物名	10a当たり収量 ⑫	基準単収値 ⑬	⑭=⑫/⑬
☐ WCS用稲	kg/10a	kg/10a	
☐ 飼料作物（作物名：_____）	kg/10a	kg/10a	
☐ その他作物（作物名：_____）			

項目に該当する場合は、理由書を提出

添付書類を必ず確認！
ただし、チェックリストの提出は不要。【次頁参照】
※自然災害等により、作付けが困難となった農地について、①交付申請書及び営農計画書提出済み、②被災した農地又は道路が災害復旧事業の対象、③発生前に、耕起や種子消毒等の作付準備を行っていたと地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年産に限り交付対象とすることができる。

以下のいずれかの理由について、項目2～5の該当する全ての項目について、✓を入れ、「6. 理由記載欄」にその理由の詳細を記載してください。

- ・交付申請者の当年産の単収（⑤）が、地域の基準単収の2分の1（②）を下回った理由
- ・実需者への出荷数量（⑥）が当初契約数量（⑦）の8割（⑧）を下回った理由
- ・10a当たり収量（⑨）が標準単収の150kg/10aを減じた値（⑪）に満たない理由
- ・収量（⑫）が各都道府県農業再生協議会等が定める基準単収（⑬）の2分の1（⑭）を下回った理由及び収量が相当程度低くなったこと（理由）

※ 理由の根拠となる証拠書類の提出が必要です。（「8. 添付書類」を確認してください。）

2. は種の段階における理由

☒ 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産に向けて過期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
☐ 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託を行ったが、過期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
☐ その他

3. 生産・収穫の段階における理由

☐ 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産を行っていたが対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
☐ 病虫害等により、適切な生産を行っていたが対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
☐ 鳥獣害等により、適切な生産を行っていたが対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
☒ 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託を行ったが、適切な生産・収穫が困難となり、対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
☐ その他

該当する全ての項目にチェックが付されているか

4. 出荷・販売の段階における理由

☐ 農産物検査の受検又は品質区分の確認において、最低重量を確保することができず、受検等が不可能となった。※最低重量を確保できなかった理由の要因として、2及び3における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
☐ 農産物検査の受検又は品質区分の確認において、規格外又は規格外相当に格付けされた数量が発生した。※品質の低下等の理由の要因として、2及び3における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
☐ 交付申請者の入院、死亡等の理由により、出荷・販売が不可能な状況となったため、対象作物の出荷・販売を行うことができなかった。
☐ 需要者の倒産や引き取り拒否等により、対象作物の出荷・販売を行うことができなかった。
☐ その他

5. 激甚災害指定等の場合（※地域農業再生協議会等による被害証明可）

☐ 自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種前の農地への被害（※共済証明がある場合または経営所得安定対策等実施要綱の第2の5の（5）に準じて、これを満たす場合）
☐ 自然災害（災害復旧事業等対象）によるは種後の対象作物及び農地への被害（※行政機関からの被害に関する公表資料があり、地域農業再生協議会等による被害状況の確認書類等がある場合）

該当する全ての項目にチェックが付されているか

6. 理由記載欄：理由の詳細を記載してください。

※ 1～4に掲げているもの以外の理由（ほ場条件の制約等による減収等）についてもこちらに記載してください。

詳細な理由が記入されているか（必須）

7. 地方農政局等からの栽培管理に係る改善指導に対して実施した改善措置について

※ 地方農政局等から改善指導を受けた方は記載してください。

☐ 以下のとおり、改善措置を講じた。

・ 講じた改善措置を具体的に記入されているか
・ 同一の交付申請者において、2年以上連続して同一品目における理由書（自然災害又は気象の影響が要因であるものは除く）が提出された場合には改善指導を行う対象となっている

☐ 改善措置を講じていない。（当年における理由について、前年産と同一の内容が含まれる場合、面積払は返還又は交付をしない）

8. 添付書類のチェックリスト（提出は不要です。）

理由書の根拠となる証拠書類として、以下のa～dの全てを提出することが必要です。

また、a～d以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。

- ☐ a 地域の基準単収を大きく下回ることになった（収量が相当程度低くなった）要因を裏付ける書類
※ ①～③は、理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考としてください。
- ① 自然災害の場合：
- ・ 農作物共済の支払書類等
 - ・ 農作物の被害状況（撮影月日及び対象地番で生産された農作物であること）を明確に把握できる写真
 - ・ 農地の被害状況（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真
 - ・ 公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認した書類等
 - ・ 近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できる書類（気象庁公表データ等）等
- ② 新たな生産技術の導入による場合：
- ・ 前年産と当年産の生産技術等の相違を確認できる書類（農作業日誌、会議資料や研修会資料、その他参考とした書類、農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等
- ③ 交付申請者の体調不良等の場合：
- ・ 通院等の診療レセプト、診断書、入院証明、死亡届等
- ☐ b 適切な生産が行われていたことが分かる書類
- ・ 農作業日誌、種子や肥料の購入伝票等
- ☐ c ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類
- ・ 農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等
- ☐ d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類
- ・ 改善指導通知の写し
 - ・ 改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等
 - ・ 改善に係る農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等
 - ・ 農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等
- ☐ e その他書類
- ※ a～d以外の理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考としてください。
- ・ a以外の要因による場合には、地域の基準単収を大きく下回った（収量が相当程度低くなった）理由を裏付ける根拠となる書類等
 - ・ 畑作物の直接支払交付金の対象作物において、農産物検査により格付理由が規格外となった数量が発生した場合には、農産物検査結果通知表の写し
 - ・ 農産物検査により加工用米及び米粉用米は3等以下、飼料用米は不合格が発生した場合には、農産物検査農産物検査結果通知表の写し
 - ・ 農産物検査によらない品質区分の確認により交付対象とならない数量が発生した場合には、品質区分の確認の結果を証明する資料の写し

・ 添付書類をチェックリスト化
・ 申請者確認用のため提出は不要

注1: 本様式は、以下のいずれかの場合に作成してください。

- ・畑作物の直接支払交付金における面積払の交付決定を受けた農業者及び実施要綱Ⅳの第1の1の(2)の③のオの(オ)に該当する交付申請者で、数量払の交付申請数量の合計を面積払の交付対象面積（又は営農計画書に記載した生産予定面積）で除した単収が、地域の基準単収の2分の1に満たなかった場合
- ・実施要綱Ⅳの第2の1の(3)、2の(8)の①、3の(8)の①及び4の(2)に該当する交付申請者で、実施要綱Ⅳの第2の1の(9)、2の(8)の⑦、3の(8)の⑦及び4の(8)の規定に基づき、収量が相当程度低いと判断される場合。

なお、地域の基準単収の2分の1に満たなかった対象畑作物や収量が相当程度低くなった対象作物が複数ある場合は対象作物の種類ごとに作成してください。

注2: 地域の基準単収の2分の1(②)は小数点以下切り捨て、交付申請者の当年度の単収の項目(⑤)は小数点第一位を四捨五入で整理してください。

注3: 交付申請数量の項目(③)は、品質区分にかかわらず、数量払の全交付申請数量を記載、規格外数量及び規格外相当数量(数量払の対象外となった数量)がある場合には、その数量を記載してください。

(参考) 経営所得安定対策等実施要綱のⅣの第2の1の(5)の⑤

- ⑤ なお、対象作物の作付準備をしていたにもかかわらず、自然災害等により、作付けが困難となった農地について、以下アからウまでに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年度に限り本交付金の交付対象とすることができるものとします。

ア 作付けが困難となった農地で対象作物の作付準備をしていた交付申請者が、交付申請書及び営農計画書を地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出済みであること

イ 被災した農地又は道路が災害復旧事業（国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以下同じです。）の対象となり、他作物への転換を含めた作物の作付けが困難であることが確認できること

ウ 当該自然災害等の発生前に、耕起や種子消毒等の作付準備を行っていたと確認できること

① 「理由書（参考様式1）」の提出対象となった申請者（自然災害等によるものは除く）には、当年度の結果を踏まえた改善策を講ずるよう指導するとともに、翌年度における重点確認者として位置づけ、肥培管理状況等を確認。

② 重点確認者が、前年度と同じ内容の「理由書（参考様式1）」を提出してきた場合、作業日誌等により改善策を講じた事実が確認できなければ、交付金は不交付となるため、要注意！

添付書類の具体例

a 地域の基準単収を大きく下回ることになった(収量が相当程度低くなった)要因を裏付ける書類

① 自然災害の場合

- ◆ 農作物共済の支払書類等
- ◆ 農作物の被害状況(撮影月日及び対象地番で生産された農作物であることを明確に把握できる写真
- ◆ 農地の被害状況(撮影月日及び対象地番が把握できること)を明確に確認できる写真
- ◆ 公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認した書類等
- ◆ 近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できる書類(気象庁公表データ等)等

② 新たな生産技術の導入による場合

- ◆ 前年度と当年度の生産技術等の相違を確認できる書類
 - ・ 前年と当年の農作業日誌
 - ・ 会議資料や研修会資料
 - ・ その他参考とした書類
 - ・ 農業生産資材購入等の書類(見積書、精算書、領収書)等

③ 交付申請者の体調不良等の場合

- ◆ 通院等の診療レセプト
- ◆ 診断書
- ◆ 入院証明
- ◆ 死亡届 等

添付書類の具体例

b 適切な生産が行われていたことが分かる書類	◆ 農作業日誌 ◆ 種子や肥料の購入伝票等
c ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類	◆ 農地に対策を施したこと(撮影月日及び対象地番が把握できること)を明確に確認できる写真や書類(施工図、見積書、精算書、領収書)等
d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類	◆ 改善指導通知の写し ◆ 改善に係る農業生産資材購入等の書類(見積書、精算書、領収書)等 ◆ 改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等 ◆ 農地に対策を施したこと(撮影月日及び対象地番が把握できること)を明確に確認できる写真や書類(施工図、見積書、精算書、領収書)等
e その他書類(a～d以外の理由書の根拠となる証拠書類の具体例(提出時の参考))	◆ a以外の要因による場合には、地域の基準単収を大きく下回った(収量が相当程度低くなった)理由を裏付ける根拠となる書類等 ◆ 農産物検査によらない品質区分の確認により交付対象とならない数量が発生した場合には、品質区分の確認の結果を証明する資料の写し

地域の基準単収の2分の1に満たなかった場合の理由書の考え方

- ① 理由書を提出しない農業者に対しては、当該理由書を提出しなければ交付対象外(交付済みの場合は交付金返還)となる旨を通告して提出を求める。
- ② 農業者から提出のあった理由書について、記載されている全ての要因が実施要綱Ⅳの第2の1の(9)の⑤(注1)のアからオに該当しないことを十分に精査し、改善の余地があったにもかかわらず、改善が行われなかったり、適切な生産が行われなかったことが判明した場合には、当該作物に係る交付金の一部又は全部を交付しない(交付済みの場合は交付金返還)。交付金の一部を支払う場合には、支払対象とするほ場において、適切な生産が行われていたことが確認できていること。
- ③ 当該作物に係る交付金の交付をしないこととなった交付申請者に対しては、その旨を地方農政局生産部等から通知する。

地域の基準単収を大きく下回る可能性が高い交付申請者に対する改善指導について

- ① **2年以上連続して同一品目において理由書が提出された場合は**、作付ほ場や収量低下要因が年によって異なる場合も**改善指導の対象**とする。
- ② 交付申請者から提出された理由書に、収量低下の要因として自然災害によるもの以外の要因が少しでも含まれていれば「2年以上連続して」のカウントの対象となる。
- ③ 改正要綱の施行日以降、2年以上連続して同一品目において理由書が提出された場合、改善指導を行う対象となることから、令和5年度に理由書が提出されている交付申請者について、令和6年度においても同一品目において理由書の提出があった場合は改善指導の対象となる。

畑地化促進助成

水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）を支援します。

- ① 畑地化支援 ア 高収益作物（10.5万円/10a）
イ 畑作物（高収益作物以外）※¹（10.5万円/10a）
- ② 定着促進支援（①とセット）
ア 高収益作物（2.0万円（3.0万円※²）/10a×5年間）
イ 畑作物（高収益作物以外）※¹（2.0万円/10a×5年間）
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援※³（1.0万円/10a）

※¹ 対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等

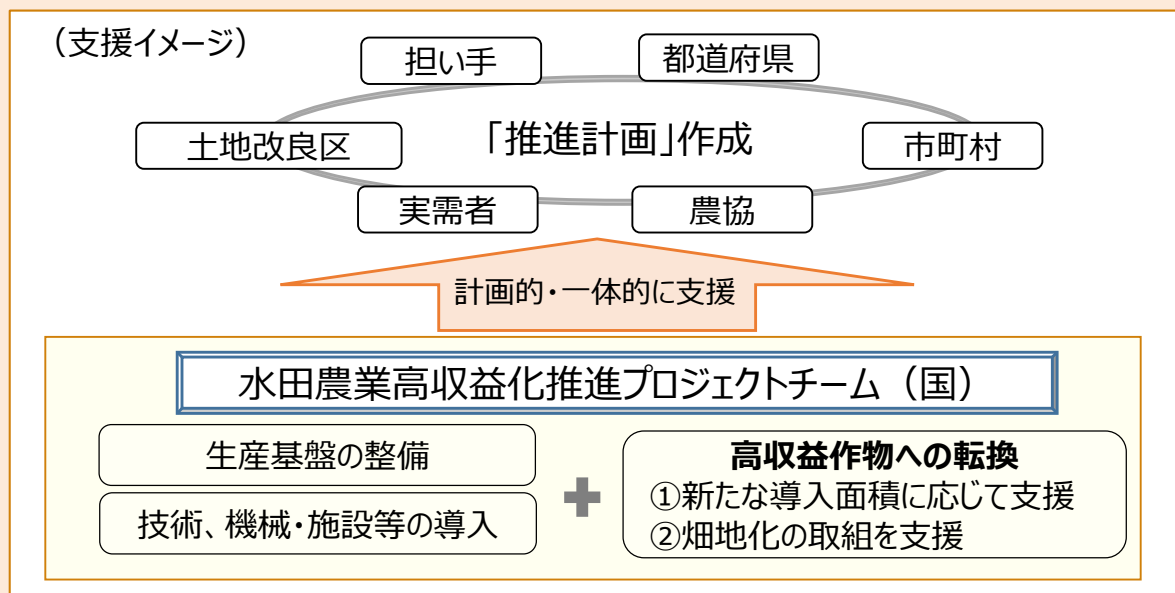
※² 加工・業務用野菜等の場合

※³ 「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた産地の取組が対象

水田農業高収益化推進計画

「水田農業高収益化推進計画」は、水田地域で高収益作物の導入・定着等を図るため、以下の内容を盛り込み、都道府県が策定するものです。

- 都道府県・産地段階の推進体制・役割
- 都道府県・産地ごとの推進品目の導入目標や目標達成に向けた取組
 - ・ 栽培技術の習得や農地の条件整備に向けた取組
 - ・ 活用予定の国の支援策や実施地区
 - ・ 基盤整備事業等を活用している場合は、当該事業の「事業計画」とのリンク等



都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額(上限:0.5万円/10a)で国が追加的に支援します。

畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業

1 畑作物産地形成促進事業

① 支援内容

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし	4万円/10a

加算措置：令和8年度に畑地化に取り組む場合、0.5万円/10aを加算（畑地化加算）

採択基準：地域農業再生協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

② 対象となる取組メニュー

※ 対象品目について低コスト生産等の取組メニューのうち、排水対策、土層改良、均平作業（傾斜均平）、畦畔除去の中から1つ以上を含めた3つ以上の取組を行うことが必要

麦	①融雪促進 ②新たに導入した品種に応じた施肥 ③難防除雑草対策 ④生育予測システムを活用した開花期・収穫期予測 ⑤効率的・効果的な施肥 ⑥新たに実施する農業機械の共同利用 等
大豆	①大豆300A技術 ②難防除雑草対策 ③土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり ④新品種の導入 ⑤効率的な施肥 ⑥均平作業（傾斜均平） ⑦摘心栽培 ⑧畝間かん水 ⑨化学肥料の使用量削減 等
高収益作物	①生物農薬の導入 ②農薬によらない病虫害対策 ③農薬によらない土壌消毒 ④農薬のドリフト対策 ⑤化学肥料の使用量削減 ⑥化学農薬の使用量削減 ⑦新品種の導入⑧ 排水対策 等
子実用 とうもろこし	①排水対策 ②均平作業（傾斜均平） ③堆肥の利用 ④農薬によらない病虫害対策 ⑤生物農薬の活用 ⑥難防除雑草対策 ⑦化学肥料の使用量削減 ⑧化学農薬の使用量削減 等

2 コメ新市場開拓等促進事業

① 支援内容

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

対象作物	交付単価
新市場開拓用米	4万円/10a
加工用米	3万円/10a
米粉用米（パン・めん用の専用品種）	9万円/10a

採択基準：地域農業協議会単位で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択

② 対象となる取組メニュー（品目ごとに3つ以上選択）

新市場開拓用米	①直播栽培 ②疎植栽培 ③高密度播種育苗栽培 ④プール育苗
加工用米	⑤温湯種子消毒 ⑥効率的な移植栽培 ⑦作期分散 ⑧土壌診断等を踏ま
米粉用米	えた施肥・土づくり 等

【両事業についての留意事項】

- ※1 令和7年産の基幹作が対象です。
- ※2 農業者等が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要です。
- ※3 麦、大豆、高収益作物については、加工用等の用途指定があります。
- ※4 本支援の対象となった面積は、令和7年度水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成（麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし）加工用米、米粉用米）及び都道府県に対する産地交付金の取組に応じた追加配分（新市場開拓用米（2万円/10a））の対象面積から除きます。

注： 畑作物産地形成促進事業及びコメ新市場開拓等促進事業は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。

畑地化支援・定着促進支援

○畑地化支援

水田を畑地化※¹して、ア.高収益作物 及び イ.畑作物（高収益作物以外）の本作物化に取り組む農業者を支援します。

※¹ 交付対象水田から除外する取組をいう（地目の変更を求めるものではない）。以下同じ。

○定着促進支援

ア 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

対象作物	1 畑地化支援 (令和6年産単価)	2 定着促進支援 (令和6年産単価)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	10.5万円/10a	・ 2.0(3.0※²)万円/10a × 5年間 - または ・ 10.0(15.0※²)万円/10a (一括)
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	10.5万円/10a	・ 2.0万円/10a × 5年間 - または ・ 10.0万円/10a (一括)

※² 加工・業務用野菜等の場合

注： 畑地化支援及び定着促進支援は農業経営基盤強化準備金制度の対象です。

産地づくり体制構築等支援

○産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せ等※³）に要する経費を支援します。

（定額（1協議会当たり上限300万円））

※³ 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、借地の場合には、貸借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。地域農業再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取り組みを進めていくことが重要。

○土地改良区決済金等支援

畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

（定額（ただし上限25万円/10a））

令和7年産における水田活用予算の拡充・見直し全体像

【 令和6年産 】

水田活用の直接支払交付金【R6当初】

- 戦略作物助成、産地交付金等*
 - ・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円
（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
 - ・飼料用米（一般品種）への数量払い
：標準単価7.5万円
（収量に応じて5.5～9.5万円/10a）
 - ・新市場開拓用米の複数年契約※：1万円/10a 等
※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象
- 畑地化促進助成
 - ①畑地化支援*、②定着促進支援*、
 - ③産地づくり体制構築等支援、
 - ④子実用とうもろこし支援*

畑地化促進事業【R5補正】

- 畑地化支援*：高収益作物、畑作物
14.0万円/10a
- 定着促進支援*：高収益作物、畑作物
2.0（3.0※）万円/10a×5年間
※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
 - ①産地づくりに向けた体制構築支援
：1協議会あたり上限300万円
 - ②土地改良区決済金等支援
：上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業*【R5補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a
（R7年に畑地化する場合は4.5万円/10a）

コメ新市場開拓等促進事業*【R6当初】

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a

【 令和7年産 】

水田活用の直接支払交付金【R7当初】

- 戦略作物助成、産地交付金等*
 - ・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
 - ・飼料用米（一般品種）への数量払い
：標準単価7.0万円（収量に応じて5.5～8.5万円/10a） 等
※飼料作物及びWCS用稲について、基準単収の2分の1に満たない場合、交付金を支払わない
- 畑地化促進助成 ※①～③はR6補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
 - ①畑地化支援*
 - ②定着促進支援*
 - ③産地づくり体制構築等支援
 - ④子実用とうもろこし支援* ※従来の支援内容と同じ

畑地化促進事業【R6補正】

- 畑地化支援*：高収益作物・畑作物 10.5万円/10a
- 定着促進支援*：高収益作物・畑作物
2.0（3.0※）万円/10a×5年間 ※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
 - ①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
 - ②土地改良区決済金等支援：上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業*【R6補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a（R8年に畑地化する場合は4.5万円/10a※）
※会計検査院からの指摘を踏まえ取組や現場確認の改善を実施

コメ新市場開拓等促進事業*【R7当初】

- ・対象作物：新市場開拓用米、加工用米、米粉用米（パン・めん用の専用品種）
- ・支援単価：4万円/10a、3万円/10a、9万円/10a
※現場確認の改善を実施

（注：*印を付した事業及び支援メニューは、農業経営基盤強化準備金の対象となります。）

令和6年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

- 令和6年産から、主食用米への回帰を防ぎつつ、多収品種を基本とする本来の支援体系へ転換します。
- 令和6年産以降は、一般品種について、引き続き支援対象とするものの、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げます。

	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	・数量に応じて、5.5～9.5万円/10a（標準単価 7.5万円/10a） - or ・単価7.5万円/10a	・数量に応じて、5.5～8.5万円/10a（標準単価 7.0万円/10a） - or ・単価7.0万円/10a	・数量に応じて、5.5～7.5万円/10a（標準単価 6.5万円/10a） - or ・単価6.5万円/10a

※多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円/10a（従来どおりの単価）

※多収品種の種子の確保に向けては、産地づくり体制構築等支援が活用可能です。（53ページ参照）

Ⅳ その他

- 1 交付申請者の農業経営の承継等について
- 2 証拠書類の保存について
- 3 交付金の返還について
- 4 その他参考様式とその記載例
- 5 書類確認における注意点
- 6 チェックシート

1 交付申請者の農業経営の承継等について

交付申請書提出後に生じた**相続、移譲、法人化等の事由**により、申請者の農業経営を譲り受けた者（以下「**承継者**」という。）は、交付申請者から承継した農業経営に係る部分に限り、当該交付申請者が行った経営所得安定対策等に係る手続を前提として、**交付金を受け取ることができる**。

（１） 承継手続に係る提出書類

★ 交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書（様式第8号）

【相続の場合】

申請書提出後、申請者が死亡した場合、以下の書類を添付

① 農業経営を承継する者がいる場合

ア 経営所得安定対策等交付金交付申請書（様式第1号A）←ナラシはBも要
※承継者名義のもの

イ 農業経営を相続したことが確認できる書類

- ・住民票除票等の写し（申請者が死亡したこと、申請者と承継者が相続関係があることを確認出来る書類）

② 農業経営を承継する者がいない場合

- ・住民票除票等の写し（申請者が死亡したこと、申請者と承継者が相続関係があることを確認出来る書類）

【移譲の場合】

当初申請者が生存し、その農業経営を第三者（相続関係を含む）が承継する場合、以下の書類を添付

ア 経営所得安定対策等交付金交付申請書（様式第1号A）←ナラシはBも要

※移譲者名義のもの

イ 農地の権利が移転したこと等が分かる書類（以下のいずれか）

- ・農地法第3条第1項に係る指令書の写し及び契約書（写）
- ・基盤強化法第19条に係る当該農用地利用集積計画（写）
- ・JAの名義変更届（写）、農業共済等の変更届（写）等

※ 農業者年金の経営移譲年金又は特例付加年金を受給している方は、経営所得安定対策等交付金の申請はできないことに注意！

【法人化の場合】

当初申請者が法人化したことが分かる以下の書類を添付

ア 経営所得安定対策等交付金交付申請書（様式第1号A）←ナラシはBも要
※法人名義のもの

イ 法人化したことが分かる書類

a. 集落営農からの法人化の場合

- ・法人化についての総会資料、議事録、構成員一覧の写し等

b. 個人からの法人化の場合

- ・法人登記簿（写）、農業経営改善計画書（写）等

(2) 交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書 (様式第8号) の記入例及び留意事項

承継に関する申出書

様式第8号

交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書

年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

交付申請者氏名 〔法人等にあつては、
名称及び代表者氏名〕
経営承継者又は
相続人の氏名 〔法人等にあつては、
名称及び代表者氏名〕

経営所得安定対策等交付金の交付申請者から農業経営の承継又は相続により、私が代わって
交付金の交付を受ける承継をすることとしたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 農業経営の承継等に係る事由の発生日及びその内容

事由発生日	年 月 日
内容(該当するものにシ印を記入してください) ☐ 合併 ☐ 移譲 ☒ 相続 ☐ 法人化 ☐ その他(以下に具体的に事由を記入してください) 	

2 農業経営の承継等に係る内容

	〔旧〕承継前の経営体 (対策加入者)	〔新〕承継後の経営体(経営承継者) ☐ 経営を承継しない相続人
フリガナ	ノウリン タロウ	ノウリン イチロウ
氏名・組織名称	農林 太郎	農林 一郎
フリガナ		
代表者氏名		
交付申請者管理コード	1234567890123	123456789123
住 所	〇県△市〇町1-1 電話 012 (345) 6789	〇県△市〇町1-1 電話 012 (345) 6789

3 交付金の振込口座(口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。)

※「通帳表紙裏ページ」の写し等を添付する場合は、記載不要です。

金融機関(ゆうちょ銀行以外)				
金融機関コード(数字4ケタ)				金融機関名
1	2	3	4	〇〇 農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金
支店コード(数字3ケタ)				支店名
5	5	5		〇〇
預金種別(該当のものにシ印をつけてください)				口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)
☐ 普通 ☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 通知				5 4 3 2 1 0
口座名義人				
フリガナ				
漢字				
ゆうちょ銀行				
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)				番号(右づめで記入)
1			0	1
口座名義人				
フリガナ				
漢字				

(備考) トラブル等が生じた場合は、相続人同士の話し合いにより解決することを約束します。

事由発生日以降の日付となっていること

承継等の事由発生日を記入

該当箇所に必ずシ点を記入

記入漏れに注意

・農業経営を承継した場合は、原則、口座届出書兼委任状(様式第3号)を提出

・通帳表紙裏ページの写しを添付する場合は記載不要(R7改正)

・ネットバンク等の場合

①金融機関名②預金種目

③口座名義 ④口座番号

⑤金融機関の支店番号

上記①～⑤の情報が記載された用紙の写し又は画面の画像等の写しを添付

・上記①～⑤以外の個人情報(マイナンバーや個人番号等)があればマスキングする必要があります

・上記確認資料の内容と必ず一致していること

・農業経営を承継する者がいない場合は、トラブルが生じた際、相続人同士による話し合いで解決する旨記載

→ トラブル解決に関する書面提出の省略可

・相続人との対面で、申請者の死亡事実、申請者との相続関係を確認した場合、確認書類名及び確認日を記載

→ 確認書類提出の省略可

① 農業経営を承継する場合、承継者の交付申請書(様式第1号)の提出は必須(提出日は、様式第8号と同一日とし、申請内容については、承継前の経営体と同様とすること)。

② 上記申出書の口座情報欄へ記入した場合は、口座届出書兼委任状(様式第3号)の提出は不要。

また、口座届出書兼委任状(様式第3号)の提出があった場合は、上記申出書の口座情報欄は記入不要。

(3) ナラシ加入者の承継

ナラシ加入者の承継に関しては、57、58ページに記載されている書類の他、交付申請者の状況等により、下記書類の提出が必要。

① 収入減少影響緩和交付金の積立金返納申出書 (ナラシ_別紙参考様式第5号)

- ・ 相続の場合は、相続人（承継者）名義であること
- ・ 相続以外の場合は、当初加入者であること

様式第10-1号へのチェック欄の追加に伴い、交付決定後の積立金残額返納申出に関する記載を削除（R7改正）

<相続の場合>

相続人に対して、ナラシ交付金の積立金を返納するには、右記の返納申出書の提出が必要である旨を連絡

ナラシ_別紙参考様式第5号

収入減少影響緩和交付金の積立金返納申出書

年 月 日

地方農政局長 殿
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長

住所氏名 法人等にあつては、名称及び代表者の氏名

交付申請者管理コード

私が積立金管理者に対して積み立てた収入減少影響緩和交付金における現在積み立てている積立金の全額について、その返納を申し出ます。

② 収入減少影響緩和交付金の積立金名義変更届出書 (ナラシ_別紙参考様式第7号)

ナラシ_別紙参考様式第7号

収入減少影響緩和交付金の積立金名義変更届出書

令和 年 月 日

〇〇農政局長 殿

対策加入者 住所氏名 〇県△市□町1-1 農林 太郎

届出者 住所氏名 〇県△市□町1-1 農林 一郎

(対策加入者との関係: 長男)

対策加入者 農林 太郎 が収入減少影響緩和交付金の交付を受けるために積立金管理者に積立っていた積立金 〇〇〇〇 円の全額について、届出者 農林 一郎 に承継したので、積立金の名義を当該届出者名義に変更願います。

なお、この名義変更に伴う積立金の経理処理等については、当事者間で適切に行う旨、併せて申し出ます。

(注) 対策加入者と届出者との関係が確認できる書類を添付してください。

事由発生日以降の日付となっていること

<相続の場合>

当初加入者と承継者（相続人）との関係等が明確で、当初加入者が積み立てた積立金を巡る紛争（相続人同士）が想定されない場合、関係書類とともに提出。

2 証拠書類等の保存について

経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者は、**交付申請を行った年度の翌年度から5年間**、交付申請の基礎となった**証拠書類及び交付金の交付に関する書類を保存しておくこと**となっている。

書類の確認を行うことがあるため、なくさないよう指導等を徹底する（協議会等で控えを預かる等工夫することもある）。

3 交付金の返還について

交付申請者が経営所得安定対策等の交付金を受けた後に、

- ① **虚偽の申請**をして交付金を不正に受けたことが判明した場合
- ② 交付申請時に確認した**誓約事項に反している**ことが判明した場合
- ③ 新規需要米、加工用米等の用途限定米穀を**主食用に出荷・販売（いわゆる横流し）**した事実が判明した場合
- ④ 農政局等や関係機関からの**改善指導を受けたにもかかわらず、それに従わない**場合

などの事案が発生した場合には、交付を受けた**交付金の全部又は一部の返還を求める、又は交付申請中の交付金を交付しないことがある。**

③の場合は、事実が判明した年産に係る全ての経営所得安定対策等の交付金の返還を求めることがある。

特に悪質と認められる場合には、これに加え、翌年度以降の交付申請書の不受理等の措置。

4 その他参考様式とその記入例及び留意事項

① 経営所得安定対策等に係る各種交付申請書等補正記録簿

経営所得安定対策等に係る各種交付申請書等補正記録簿									
№	管理コード又は住所	補正対象者名	同意を得た日時		同意方法	補正の申し出内容	本人確認の方法	対応者	
			年月日	時間				所属	氏名
1	123456789012345678	農林太郎	2016/5/1	12:00	電話	口座届出書(様式第3号)の口座名義人のフリガナの訂正	住所、電話番号、生年月日により確認	〇〇市農政課	農政 一郎
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

注1. 本記録簿は、補正のあった交付申請書等とともに関東農政局へ提出するものとし、協議会等においてもその写しを保管するものとする。

注2. 本記録簿に記録した者は、記録した内容について、必ず他の協議会等関係者に確認してもらうこと。

確認者の所属・氏名を記入

本人でないと知り得ない情報での確認

補正内容を簡潔に記入

協議会事務局確認者のサイン等を記入

申出日時は、必ず記入！

本様式の提出時期については、原則、対象となる交付申請書と一緒に農政局へ提出

② 経営所得安定対策等交付申請取り下げ申出書

経営所得安定対策等交付申請取り下げ申出書

令和 〇年 〇月 〇日

関東農政局長 殿

申出者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
氏名 関東 太郎

経営所得安定対策等実施要綱IVの規定に基づき令和 〇年 〇月 〇日に提出した経営所得安定対策等交付金交付申請書について、下記理由により取り下げます。

記

1 交付申請書取り下げ理由（該当するものにチェックして下さい。）

【理由】

☒ 交付申請者死亡後、交付金受領者が決まらないため。（交付金は、いらない。など）

☐ 収穫・販売を行う予定が無くなったため。（全て自家利用に使用。など）

☐ 必要書類等がそろわないため。（書類を揃えるのが面倒。など）

☐ その他（理由： ）

2 交付申請者情報

フリガナ	加外 伊吹
氏名または法人、組織名	関東 一郎
フリガナ	
代表者氏名（法人、組織のみ）	
住所	(〒123 - 4567) 埼玉県 さいたま市 中央区新都心2-1
電話	123 - 456 - 7890
申請者管理コード	123456789012345678

3 その他

※申出者と交付申請者が違う場合の続柄：長男

農業者から、申請を取り下げる申し入れがあった場合に、トラブル回避のため、提出するよう誘導

該当する理由にチェック

当初、申請した者の情報を記入

申出者と交付申請者が異なる場合に記入

③ 経営所得安定対策等交付金受領辞退申出書

経営所得安定対策等交付金受領辞退申出書

令和 ○年 ○月 ○日

関東農政局長 殿

申出者 住所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
氏名 関東 一郎

令和○○年○○月○○日付け27開生第○○○号で交付決定通知のあった交付金○○○,○○○円について、交付金の受領を辞退します。
なお、当該交付金について再度申請・請求はいたしません。
また、申出者以外の相続人についても、交付金の受領辞退に同意しておりますので、申し添えます。

記

1 交付申請者

フリガナ	かんとう いちろう
氏名または法人、組織名	関東 太郎
フリガナ	
代表者氏名(法人、組織のみ)	
住 所	(〒123 - 4567) 埼玉県 さいたま市 中央区新都心2-1
電 話	123 - 456 - 7890
申請者管理コード	123456789012345678

2 交付申請者と申出者の関係及び受領辞退の理由

【申請者との関係】
相続人(申請者の長男)
【理由】
交付金額より手続きに要する費用の方が高額であるため。

農業者から「交付金は要らない」との申し入れがあった場合に、**トラブル回避のため、提出するよう誘導**

文書中の**年月日、文書番号、交付金額等**については、**農政局に問い合わせ**

当初、交付申請した者の情報を記入

相続関係以外の辞退の場合は、多少内容が変わるため、事前に**農政局へ相談**

5 書類確認における注意点

個別の**契約書、伝票**の提出があった場合、出荷・販売契約書と出荷・販売伝票に以下の項目が記入されており、適切な内容であることを確認する。

【出荷・販売伝票の記入例】

受 領 書

関東 太郎 様

令和 ○年 ○月 ○日

年 産	○年産
銘 柄	○○県産コシヒカリ(精米)
等 級	1等
数 量	10kg
価 額	3,000円

購入者 関東 次郎

☆ 契約書及び伝票等への記入項目

- 取引(契約)年月日
- 取引(契約)当事者双方の氏名
- 対象作物名
- 年産
- 出荷・販売(契約)数量
- 販売(契約)金額
- (販売の伝票及び契約書のみ)
- ナラシ(米穀)に係る伝票については**34ℎ-ジ**参照

6 チェックシート

各書類の提出時等において、**記載忘れ**や、**関係書類等の添付忘れ**が無いように、以下のチェックシートを活用する。（任意）

（１） 交付申請書配布時の確認

- ☐ 様式第1号A・B 経営所得安定対策等交付金交付申請書
- ☐ 様式第2号 水稻生産実施計画書兼営農計画書
- ☐ 様式第1号 交付申請の内容（詳細）
- ☐ 様式第1号別紙 経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する制約事項
- ☐ 様式第1号の参考 環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート
- ☐ 様式第1号別添1 個人情報の取扱い
- ☐ 様式第1号別添2 安全な農作業の実施に係る確認事項
- ☐ 様式第1号別添3 環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート
＜各取組項目の解説＞
- ☐ 様式第2号別紙 農地の計画記入欄の注意事項
- ☐ 様式第2号の参考 水稻生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意について

（２） 交付申請書（様式第1号）の記載内容の確認

① 共通事項

【共通事項（様式第1号）】

- ☐ 様式（右上）が「令和7年産」となっている
- ☐ 前年度申請者（同一管理コードの承継者を含む）分が「継続」となっている

【① 交付申請者欄】

- ☐ 「申請年月日」が申請期間（令和7年4月1日～6月30日）内
- ☐ 以下3点が、様式第1号基礎データと様式第2号基礎データの該当欄と一致
 - ☐ 「氏名又は法人・組織名」及び「フリガナ」
 - ☐ 「代表者氏名（法人・組織のみ）」及び「フリガナ」
 - ☐ 「住所」及び「電話番号」
- ☐ 「生年月日」が記載されている（法人等は代表者の生年月日を記載）
- ☐ 「経営形態」の個人・集落営農・法人のいずれかに☑が付いている
- ☐ 「経営形態」の☑が、様式第2号基礎データと一致

次ページに続く →

- ☐ 「認定状況（認定農業者に☑）」の申請者名が認定書又は経_別紙参考様式第1号と一致
- ☐ 「認定状況（認定新規就農者に☑）」の申請者名が認定書又は経_別紙参考様式第1号基礎データと一致
- ☐ 「認定状況（集落営農に☑）」の申請者名が様式第4号と一致
- ☐ 「登録済の振込口座」欄について、次の(1)～(3)の場合、「新規」又は変更あり」欄に☑が付いている
 - (1)新規申請者（通帳表紙裏等の写し又は様式第3号の提出が必要）
 - (2)継続（承継）申請者（様式第3号・8号の提出有り）
 - (3)継続（口座変更）申請者（通帳表紙裏等の写し又は様式第3号の提出が必要）

【④ 個人情報の取扱い】

- ☐ 「個人情報の取扱いに記載された内容について」欄の「同意する」に☑が付いている（記入漏れに注意）

【⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項】

- ☐ 「収入保険の加入状況」欄のどちらかに☑が付いている【個人・法人】
- ☐ 「収入保険に加入している構成員の有無」欄のどちらかに☑が付いている（「有」の場合は人数）【集落営農】
- ☐ 「営農開始・法人設立からの期間」欄のどちらかに☑が付いている【個人・法人】
- ☐ 「前年の税務申告の状況」欄のどちらかに☑が付いている【個人・法人】
- ☐ 「前年の税務申告の状況（組織としての状況を記載）」欄のいずれかに☑が付いている【集落営農】

② ゲタ

【① 交付申請者欄】

＜交付対象者の確認＞

- ☐ 「認定状況」欄について、次のいずれかに☑が付いている
- ☐ 認定農業者、認定新規就農者、ゲタ・ナラシ対象集落営農

【② 交付申請内容】

＜畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の確認＞

- ☐ 「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請」欄の「する」に○が付いている

次ページに続く →

【③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況】

- ☐ 「過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。」欄に☑が付いている

【⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項】

- ☐ 「現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。」欄に☑が付いている

【⑥ ゲタの申請作物】

- ☐ 該当項目に☑がついている

【⑦ ゲタ対策数量払の単価選択】

- ☐ 該当項目に☑がついている

③ ナラシ

【① 交付申請者欄】

＜交付対象者の確認＞

- ☐ 「認定状況」欄について、次のいずれかに☑が付いている
- ☐ 認定農業者、認定新規就農者、ゲタ・ナラシ対象集落営農

【② 交付申請内容】

＜収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の確認＞

- ☐ 「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請」欄の「する」に○が付いている

【③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況】

- ☐ 「過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。」欄に☑が付いている

【⑤ ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項】

＜農地の有効活用の実施状況＞

- ☐ 「現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。」欄に☑が付いている

【⑧ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の積立て申出】

＜地域区分の確認＞

- ☐ 「対象作物」毎に「地域区分」が適切に記載されている（地域等区分の設定がない場合は空欄でも可）

④ 水田活用直接支払交付金

【② 交付申請内容】

＜水田活用直接支払交付金の確認＞

- ☐ 「水田活用の直接支払交付金の申請」欄の「する」に○が付いている
- ☐ 「する」の場合は、申請する事業に☑が付いている

① ゲタ

☐ 様式第1号（交付申請書） 【A・B両面印刷】

【ゲタの単価を免税事業者向けで申請する場合】

- ☐ 個人 2年前の確定申告書B（写）及び青色申告決算書（農業所得用）又は白色申告書の収支内訳書（農業所得用）等
- ☐ 法人 2期前の所得に係る確定申告書（別表1）（写）等
- ☐ 営農を開始して2年未満の個人 個人事業の開業・廃業届書（写）等
- ☐ 創立初年度の法人 法人設立届書（写）、総会資料（写）等
- ☐ 創立2年目の法人 法人届出書、初年度の各事業年度の所得に係る確定申告書（別表1）（写）等

☐ 様式第2号（営農計画書）

【該当者のみ】 ※7ページ参照

- ☐ 様式第3号（交付金振込口座届出書 兼 口座名義人に対する委任状）
- ☐ 下記のいずれか
 - ☐ 通帳表紙裏（写）
 - ☐ 金融機関名、預金種目、口座名義、口座番号、金融機関の支店番号の情報が記載された用紙（写）又は画面の画像等（写） 【ネットバンク等の場合】

☐ 経_別紙参考様式第1号（認定状況一覧表） 【市町村が作成】

【経_別紙参考様式第1号を作成・提出しない場合】

- ☐ 農業経営改善計画認定書（写） 【認定農業者・法人】
- ☐ 特定農用地利用規程認定書（写） 【特定農業団体】
- ☐ 特定農用地利用規程（写） 【特定農業団体】
- ☐ 青年等就農計画認定書（写） 【認定新規就農者】

☐ 様式第4号（経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧）

【市町村が作成】

☐ は種前契約書（写） 【直接販売者】

☐ 出荷契約一覧（写） 【JA等との出荷契約者】

☐ 様式第9-2号（自家加工販売計画書） 【自家加工販売者】

☐ 様式第9-2号に準じた書類（直売所名、住所、TEL・年間販売予定数を明記）

【直売所販売者・農業者と実需者が同一の場合】

次ページに続く →

① ゲタ

- ☐ 様式第6号（作付面積確認結果報告書）の基礎データ（CSV） 【協議会が作成】
- ☐ 様式第9-1号（畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書）
- ☐ 出荷・販売契約数量を確認できる書類

【麦（小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦）】

- ☐ 出荷・販売契約書（写）又は販売伝票
- ☐ 検査結果通知書（写）
- ☐ 品質区分の確認結果を証明する書類
- ☐ 品質評価結果通知書（写）

【大豆、そば】

- ☐ 出荷・販売契約書（写）又は販売伝票
- ☐ 品質区分の確認結果を証明する書類
- ☐ 検査結果通知書（写）

【てん菜、でん粉原料用ばれいしょ】

- ☐ 出荷契約数量等報告書
- ☐ 販売見込証明書、受入証明書等

【なたね】

- ☐ 製油業者等との出荷・販売契約書（写）又は販売伝票 【要品種名】
- ☐ 生産数量を客観的に確認できる書類又は現地確認結果報告書
- ☐ 特選なたね、きらきら銀河、キラバシ、ナシバ、ペラのしずくの5品種については
種子の購入伝票(写)
- ☐ 参考様式1（地域の基準単収を大きく下回ったこと理由書）
【生産量が市町村別基準単収の2分の1未満の面積払の交付金受領者】

② ナラシ

- ☐ 様式第1号（交付申請書） 【A・B両面印刷】
- ☐ 様式第2号（営農計画書）

【該当者のみ】

- ☐ 様式第10-11号（収入減少影響緩和交付金の積立て申出に係る
米穀の出荷・販売契約数量等報告書）
＜出荷契約書（写）又は販売契約書（写）等を添付＞

- ☐ 様式第3号（交付金振込口座届出書 兼 口座名義人に対する委任状）

※7ページ参照

- ☐ 下記のいずれか ※7ページ参照

- ☐ 通帳表紙裏（写）

- ☐ 金融機関名、預金種目、口座名義、口座番号、金融機関の支店番号の情報が記載された用紙（写）又は画面の画像等（写） 【ネットバンク等の場合】

- ☐ 経_別紙参考様式第1号（認定状況一覧表） 【市町村が作成】

【経_別紙参考様式第1号を作成・提出しない場合】

- ☐ 農業経営改善計画認定書（写） 【認定農業者・法人】

- ☐ 特定農用地利用規程認定書（写） 【特定農業団体】

- ☐ 特定農用地利用規程（写） 【特定農業団体】

- ☐ 青年等就農計画認定書（写） 【認定新規就農者】

- ☐ 様式第4号（経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧）

【市町村が作成】

- ☐ 様式第10-1号A（ナラシ交付申請書）

＜北海道・収入保険に加入している構成員のいる集落営農は、様式第10-1号AB＞

※35ページ参照

【米穀】

- ☐ 検査結果通知書（写）

- ☐ 農産物検査によらない数量の確認による伝票

- ☐ 出荷・販売契約書（写）又は販売伝票（写） 【販売・出荷数量の確認】

- ☐ 販売委託契約書（写）又は販売代金精算書（写） 【販売対象数量の確認】

- ☐ 更新後の契約数量を確認できる書類【積立申出時の契約数量を超過する場合】

【麦（小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦）】

- ☐ 出荷・販売契約書（写）又は販売伝票

- ☐ 検査結果通知書（写）

- ☐ 品質区分の確認結果を証明する書類

- ☐ 品質評価結果通知書（写）

【大豆】

- ☐ 出荷・販売契約書（写）又は販売伝票

- ☐ 検査結果通知書（写）

- ☐ 品質区分の確認結果を証明する書類

【てん菜、でん粉原料用ばれいしょ】

- ☐ 出荷契約数量等報告書
- ☐ 販売見込証明書、受入証明書等

③ 水田活用直接支払交付金

- ☐ 様式第1号（交付申請書） 【A・B両面印刷が基本】
- ☐ 様式第2号（営農計画書）

【該当者のみ】 ※7ページ参照

- ☐ 様式第3号（交付金振込口座届出書 兼 口座名義人に対する委任状）
- ☐ 下記のいずれか
 - ☐ 通帳表紙裏（写）
 - ☐ 金融機関名、預金種目、口座名義、口座番号、金融機関の支店番号の情報が記載された用紙（写）又は画面の画像等（写） 【ネットバンク等の場合】

【集落営農のみ】

- ☐ 規約（写）
- ☐ 構成員名簿（写）
- ☐ 集落営農名義の通帳（写）
- ☐ 直近の総会資料（写）等（会計報告等を含む）
- ☐ 様式第7号（作付面積確認結果報告書）の基礎データ（CSV） 【協議会が作成】
- ☐ 参考様式5（飼料作物（牧草）に係るは種実施報告書）
【は種記録（種子購入伝票や作業日誌）で代用可、協議会で保管】
- ☐ 様式第11-1号（販売実績報告書兼誓約書）

【飼料用米、米粉用米の数量払】

- ☐ 様式第11-2号（飼料用米等の数量報告書）

【飼料用米、米粉用米の数量払（個人報告）】

- ☐ 水_別紙参考様式第4号（飼料用米、米粉用米の数量証明書）
【共同乾燥調製施設（調製中）で合格又は3等以上相当の場合】
- ☐ 水_別紙参考様式第5号（飼料用米、米粉用米の検査結果一覧表）
※ 飼料用米の場合、多収性品種、一般品種別に別葉で提出

【飼料用米、米粉用米の数量払（個人報告）】

【水_別紙参考様式4号提出者】

- ☐ 様式第11-2号（飼料用米等の数量報告書）
- ☐ 農産物検査結果通知書（写）

【様式第11-2号、水_別紙参考様式第5号に添付】

【戦略作物助成】

- ☐ 出荷・販売契約書（写）又は販売伝票

【ゲタ(数量払)において提出済みの場合は省略可】

- ☐ 参考様式2（自家加工販売（直売所での販売）実績報告書） 【該当者のみ】

【産地交付金】

- ☐ 産地交付金の活用方法に定める要件の確認書類
- ☐ 様式11-3号（産地交付金の交付額報告書） 【都道府県経由】
- ☐ 様式11-10号の別紙（産地交付金の活用実績報告書） 【都道府県経由】

【畑地化促進助成】

- ☐ 申請者が水田農業高収益化推進計画（産地推進計画）に位置づけられた生産者である
- ☐ 出荷・販売契約書（写）又は販売伝票（写） 【加工・業務用の野菜及び果樹】
- ☐ 参考様式4-2 畑地化支援に係る取組の要件確認通知書 【畑地化支援のみ】
- ☐ 利用供給協定書の写し又は自家利用計画書 【子実用とうもろこし支援のみ】

【畑地化促進事業】

- ☐ 出荷・販売契約書（写）又は販売伝票（写）
- ☐ 参考様式4-2 畑地化支援に係る取組の要件確認通知書 【畑地化支援のみ】

【コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業】

- ☐ 申請者が産地・実需協働プランに参画する農業者であること。
- ☐ 出荷・販売契約書（写）又は販売伝票
- ☐ 参考様式2（自家加工販売（直売所での販売）実績報告書） 【該当者のみ】

メ モ